

# 第4次いちかわハートフルプラン (案)

市川市障害者計画

第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画

【令和3～5年度】

(2021～2023年度)



-目次-

第1部 総論

---

第1章 第4次いちかわハートフルプランの概要

第1節 これまでの経緯 .....	2
第2節 第4次いちかわハートフルプランとは .....	4

第2章 障がい者福祉の現状と課題

第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き .....	7
第2節 本市の障がい者手帳所持者数 .....	10
第3節 前計画（第3次いちかわハートフルプラン）の達成状況 .....	16
第4節 障がい者福祉に対する市民の意識 .....	34
第5節 障がい児福祉に対する市民の意識 .....	38
第6節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見 .....	39
第7節 まとめ .....	55

第2部 市川市障害者計画

---

第1章 理念等

第1節 理念 .....	58
第2節 将来像 .....	59
第3節 基本目標 .....	60
第4節 施策推進の方向 .....	61
第5節 各施策に共通する横断的視点 .....	62
第6節 理念等の構造 .....	64

第2章 具体的な施策

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項 子育て支援 .....	66
第2項 学校教育 .....	69

第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

第1項 生涯学習 .....	71
第2項 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動 .....	73

第3項	就労支援・雇用促進	75
第3節	生活支援の充実 ～地域で暮らす～	
第1項	障がい者やその家族の高齢化への対応	78
第2項	地域における生活の支援	80
第3項	コミュニケーション支援	82
第4節	相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	
第1項	相談	84
第2項	権利擁護	86
第5節	保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～	
第1項	健康づくり・予防	88
第2項	医療・リハビリテーション	90
第6節	誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	
第1項	災害や感染症の対策	92
第2項	福祉のまちづくり	95
第3項	居住環境の整備	97
第7節	地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	
第1項	障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	99
第2項	支援人材の確保と質の向上	102
第3項	ネットワーク形成	105

### 第3部 第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画

第1章	計画の方向性	108
第2章	成果目標と活動指標	111
第3章	障害者総合支援法に係るサービス等	
第1節	障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	120
第2節	障害福祉サービスの整備	
第1項	訪問系サービス	122
第2項	日中活動系サービス	125
第3項	居住系サービス	129
第3節	相談支援の整備	132

#### 第4節 地域生活支援事業の整備

第1項	理解促進研修・啓発事業（必須事業）	135
第2項	自発的活動支援事業（必須事業）	137
第3項	相談支援事業（必須事業）	138
第4項	成年後見制度利用支援事業（必須事業）	141
第5項	成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）	143
第6項	意思疎通支援事業（必須事業）	144
第7項	日常生活用具給付等事業（必須事業）	146
第8項	手話奉仕員養成研修事業（必須事業）	148
第9項	移動支援事業（必須事業）	149
第10項	地域活動支援センター（必須事業）	150
第11項	市が自主的に取り組む事業（任意事業）	152


#### 第4章 児童福祉法に係るサービス

第1節	障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	153
第2節	障害児通所支援等の整備	154

#### 第4部 資料

---

※ この冊子中、「\*」印がついた語句については、巻末に用語解説を載せています。



第1部  
総論

# 第1章 第4次いちかわハートフルプランの概要

## 第1節 これまでの経緯

- 本市では、平成10年3月に「市川市障害者施策長期計画」（計画期間：平成10年度から19年度まで）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。
- この間、平成18年4月に障害者自立支援法（平成17年法律第123号。現「障害者総合支援法」）が施行されたことに伴い、法施行と同時に第1期の市川市障害福祉計画（計画期間：平成18年度から平成20年度まで）を定めました。
- 平成20年3月には、市川市障害者施策長期計画の計画期間の終了に伴い、「市川市障害者計画（基本計画）」（計画期間：平成20年度から29年度まで）と「市川市障害者計画（実施計画）」（計画期間：平成20年度から22年度まで）を策定しました。
- この市川市障害者計画（基本計画）では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取組を進めるために、それまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標と6つの施策推進の方向に沿って施策を計画的に推進してきました。
- 平成24年3月には、翌4月からの「第3期市川市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度から26年度まで）に合わせて、平成23年度から25年度までを計画期間としていた「市川市障害者計画（第2次実施計画）」を1年間延長することで、両者をあわせて「いちかわハートフルプラン」として初めて決めました。
- 平成26年3月には、国の制度改革の動きや社会情勢の変化に対応するため、「市川市障害者計画（基本計画）」の改訂を行いました。

○平成 30 年 3 月には、「市川市障害者計画（基本計画）」、「第 2 次いちかわハートフルプラン（市川市障害者計画（第 3 次実施計画）、第 4 期市川市障害福祉計画）」の計画期間が同時に終了することに伴い、障がい者に関わる各法律の施行・改正の動向を踏まえ、市民にとってより分かりやすいものとするために、「市川市障害者計画」と「第 5 期市川市障害福祉計画・第 1 期市川市障害児福祉計画」をまとめて「第 3 次いちかわハートフルプラン」とし、両計画の計画期間を平成 30 年度から令和 2 年度までと定めました。

○この度、これを引き継ぐ形で、「市川市障害者計画」と「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」をまとめて「第 4 次いちかわハートフルプラン」として定めるものです（計画期間：令和 3 年度から 5 年度まで）。

	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
市川市 障害者計画 (基本計画)	←——— [改訂版] ———→									
市川市 障害者計画 (実施計画)	←——— [第 2 次]		←——— [第 3 次]				←——— [第 4 次]			
市川市 障害福祉 計画	[第 1 期]	[第 2 期]	[第 3 期]				[第 4 期]			
	←——— [いちかわ ハートフルプラン]		←——— [第 2 次いちかわ ハートフルプラン]				←——— [第 3 次いちかわ ハートフルプラン]			

	H30 (2018)	H31(R1) (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
市川市 障害者計画	←——— [第 3 次いちかわハートフルプラン]		←——— [第 4 次いちかわハートフルプラン]			←——— [第 5 次]
市川市 障害福祉計画	[第 5 期]			[第 6 期]		
市川市 障害児福祉計画	←——— [第 1 期]		←——— [第 2 期]			←——— [第 3 期]

## 第 2 節 第 4 次いちかわハートフルプランとは

### (1) 第 4 次いちかわハートフルプランとは

○第 4 次いちかわハートフルプランとは、次の 2 つの計画をセットにしたもの  
ことをいいます。

- ・ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市川市障  
害者計画」
- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）  
第 33 条の 20 第 1 項に基づく「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障  
害児福祉計画」

○後者の計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20  
第 6 項に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市で  
は一体のものとして作成するものです。

### (2) 「市川市障害者計画」とは

○「市川市障害者計画」とは、市川市における障がい者のための施策に関する基本  
的な計画（市町村障害者計画）のことであり、策定は市町村の義務となっていま  
す。

### (3) 市町村障害者計画の内容

○市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計  
画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ」ること  
とされています（障害者基本法第 11 条第 3 項）。

○市川市障害者計画の詳細については、第 2 部に記載します。

### (4) 「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」とは

○「市川市障害福祉計画」とは、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村  
障害福祉計画のことであり、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法  
律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」とされています。

○「市川市障害福祉計画」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間に計画



の期間とした「第 1 期市川市障害福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間に計画の期間とするこの度の計画は、第 6 期の計画に当たります。

- 「市川市障害児福祉計画」とは、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画のことであり、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とされています。
- 「市川市障害児福祉計画」は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間に計画の期間とした「第 1 期市川市障害児福祉計画」の次期の計画に当たり、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間に計画の期間としています。

#### (5) 市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容

市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容に関しては、障害者総合支援法第 88 条、児童福祉法第 33 条の 20 に、次のような規定があります。

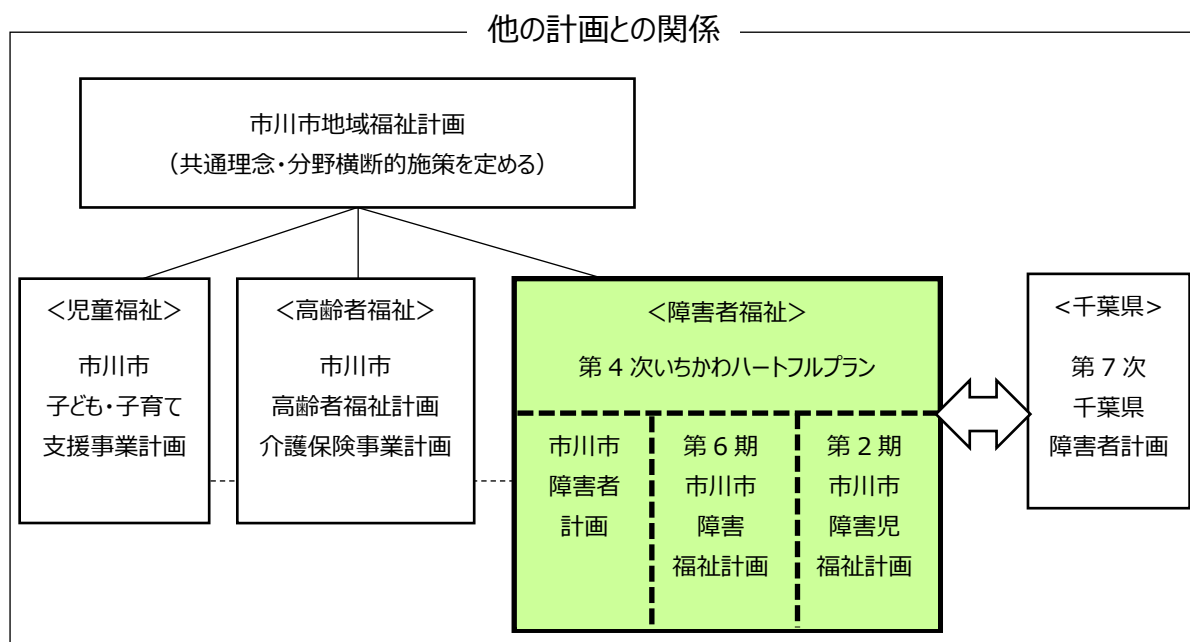
- 厚生労働大臣が定める「基本指針」に即して定めるものとする。
- 次に掲げる事項を定めること。
  - ① 障害福祉サービス（障害児通所支援）、相談支援（障害児相談支援）及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - ② 各年度における指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な量の見込み
  - ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めること。
  - ① 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - ② 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）及び前項③の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 当該市町村の区域における障害者等（障害児）の数及びその障害の状況を勘案して作成すること。

- 当該市町村の区域における障害者等（障害児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めること。
- 市町村障害者計画、市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等（障害児）の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする

第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画の詳細については、第 3 部に記載します。

#### (6) 他の計画との関係

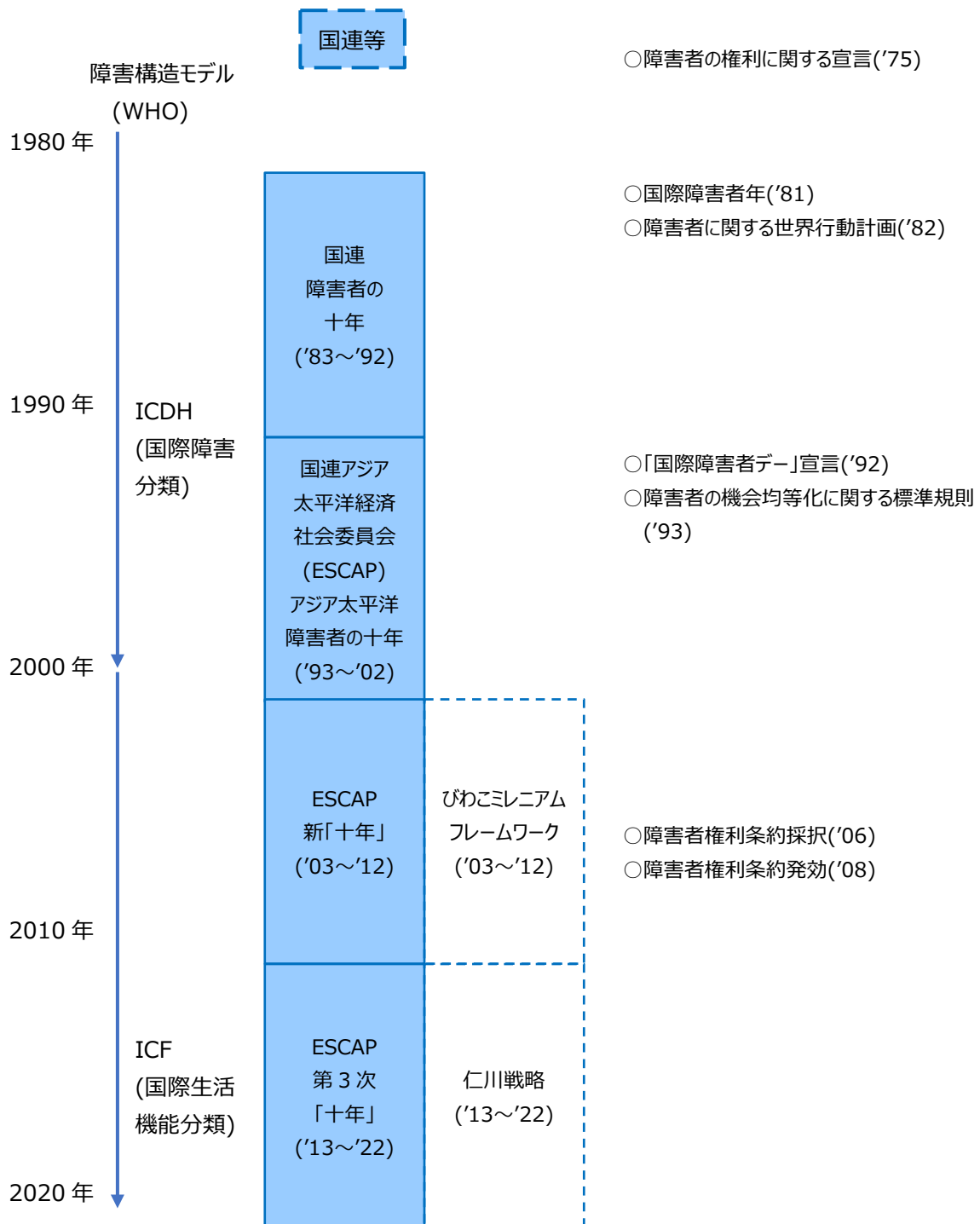
- 第 4 次いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める「市川市地域福祉計画」との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。



## 第2章 障がい者福祉の現状と課題

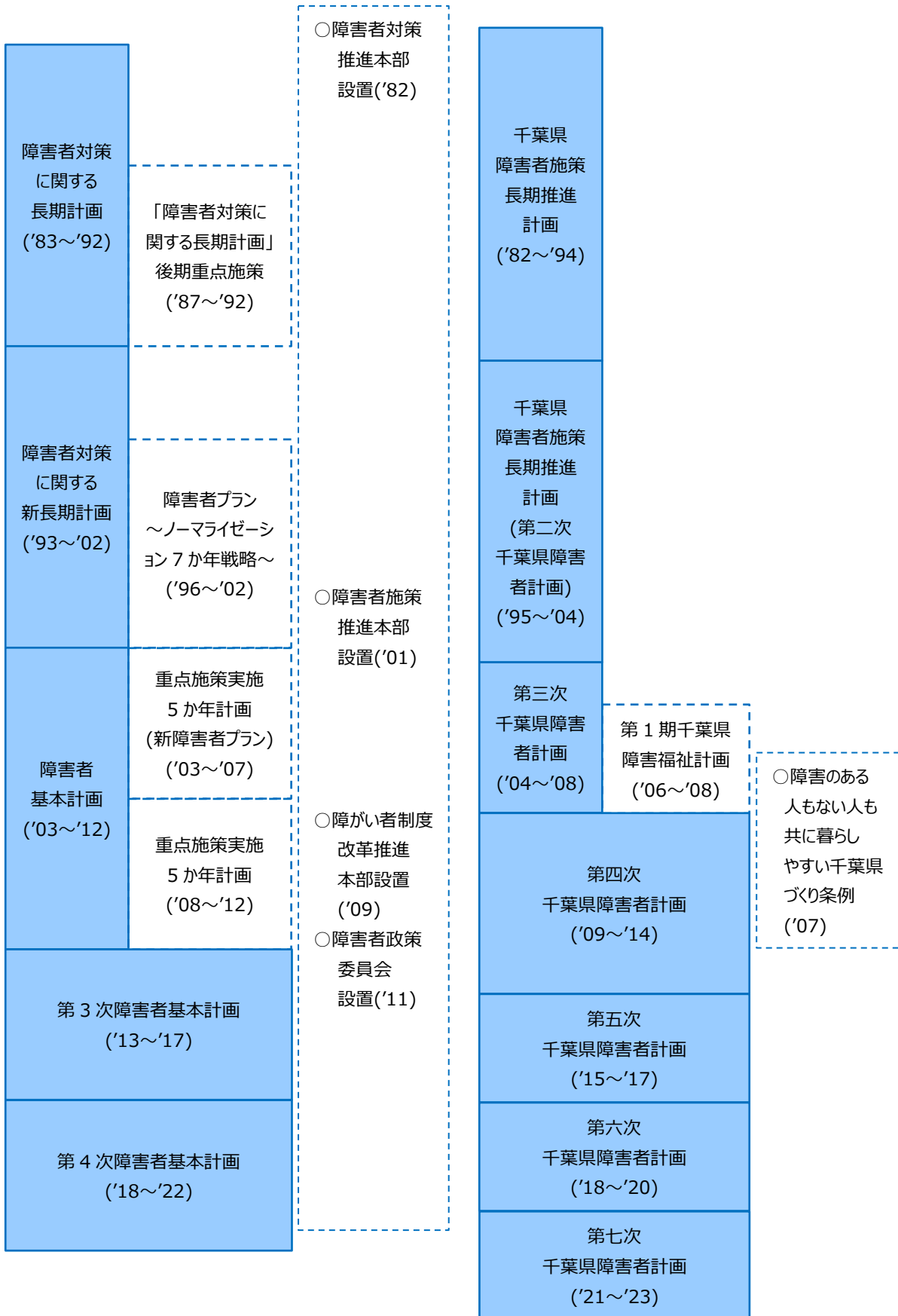
### 第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き

#### 第1項 障がい者施策の動向

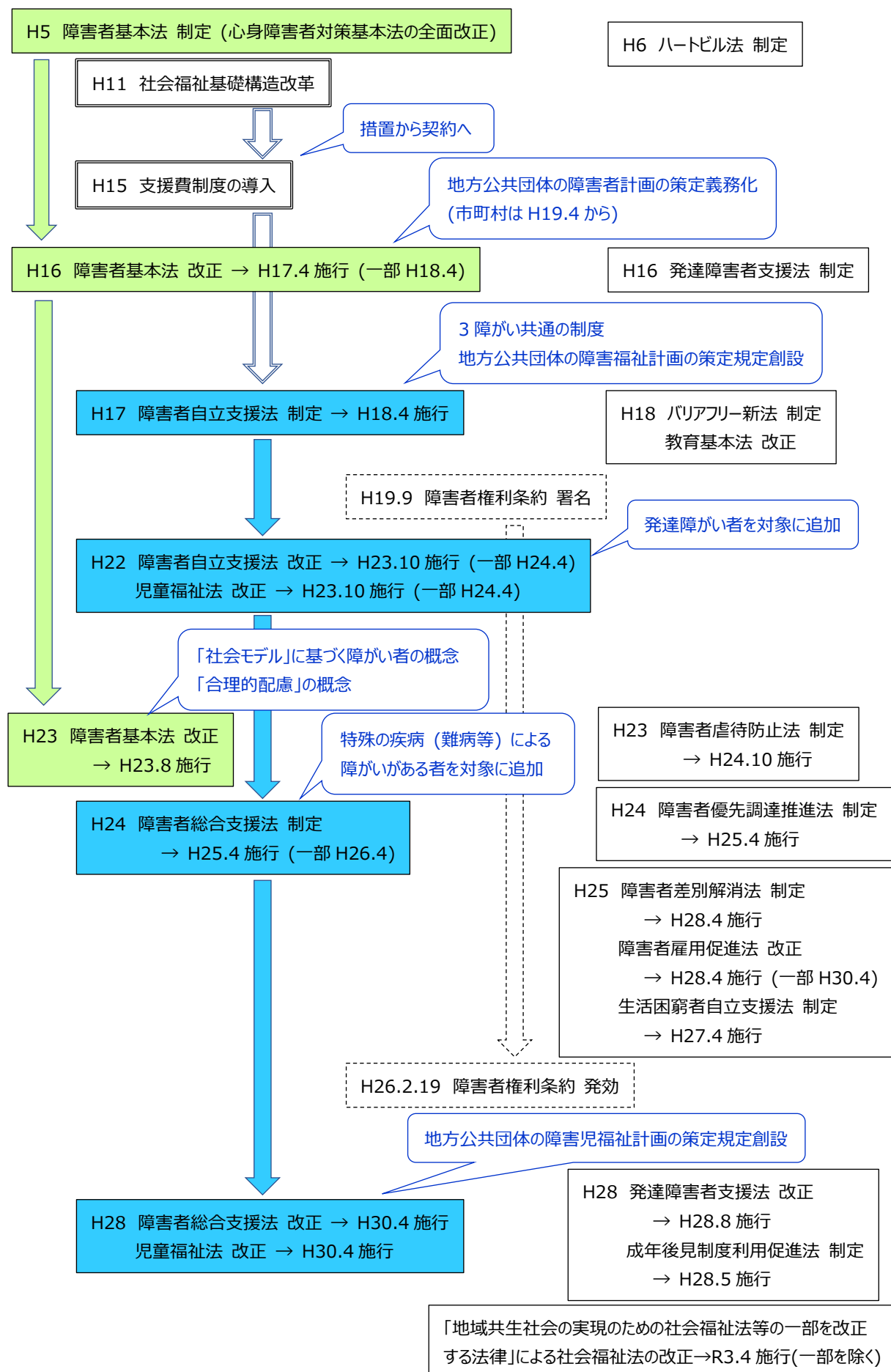


国の計画等

県の計画等



## 第2項 障がい者施策に関する国内法等の変遷



## 第 2 節 本市の障がい者手帳所持者数

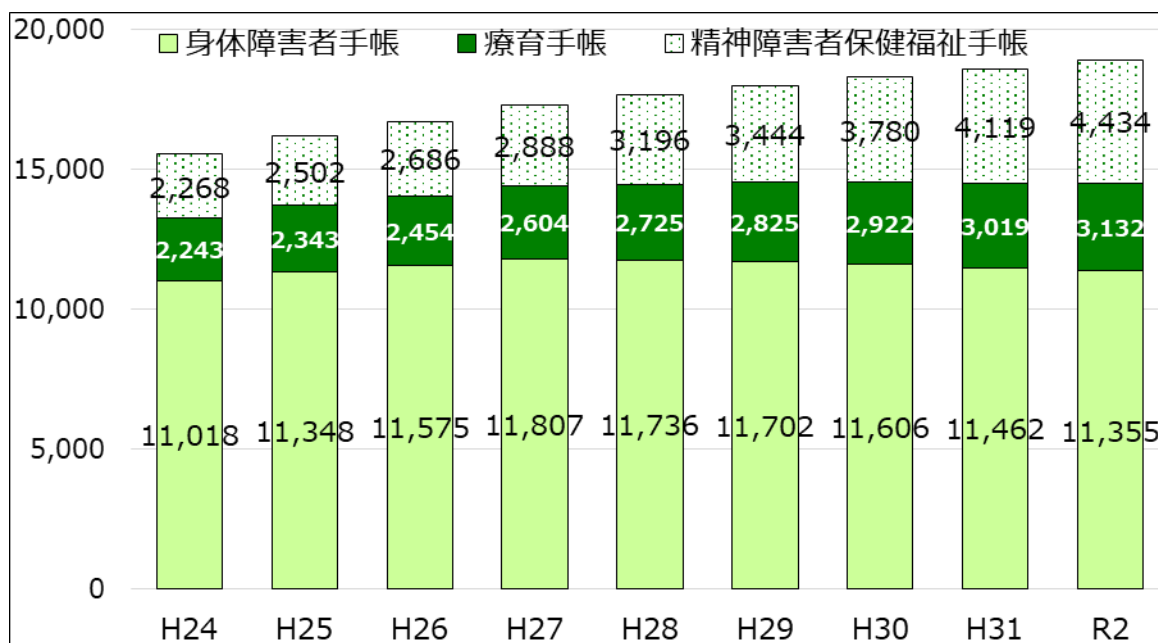
### (1) 本市の障がい者手帳所持者数

(単位；人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
身体障害者手帳	11,018 (300)	11,348 (285)	11,575 (268)	11,807 (265)	11,736 (266)	11,702 (267)	11,606 (243)	11,462 (231)	11,355 (220)
療育手帳	2,243 (694)	2,343 (711)	2,454 (741)	2,604 (805)	2,725 (852)	2,825 (846)	2,922 (841)	3,019 (872)	3,132 (896)
精神障害者保健福祉手帳	2,268 (9)	2,502 (15)	2,686 (20)	2,888 (29)	3,196 (52)	3,444 (52)	3,780 (70)	4,119 (99)	4,434 (111)
合計	15,529 (1,003)	16,193 (1,011)	16,715 (1,029)	17,299 (1,099)	17,657 (1,170)	17,971 (1,165)	18,308 (1,154)	18,600 (1,202)	18,921 (1,227)

※ H30年までは4月1日現在の数。H31年からは3月31日現在の数。

※ ( ) は、手帳所持者数のうち18歳未満の者の数。

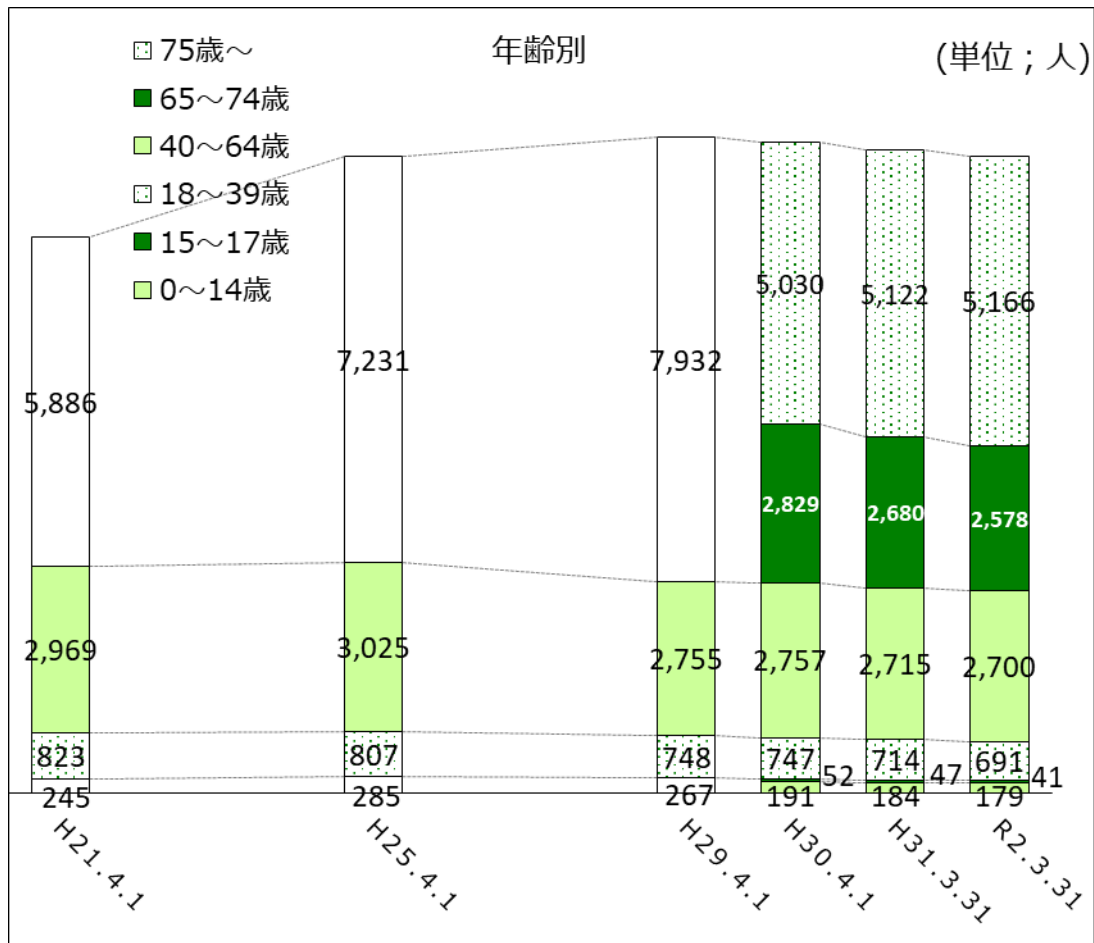
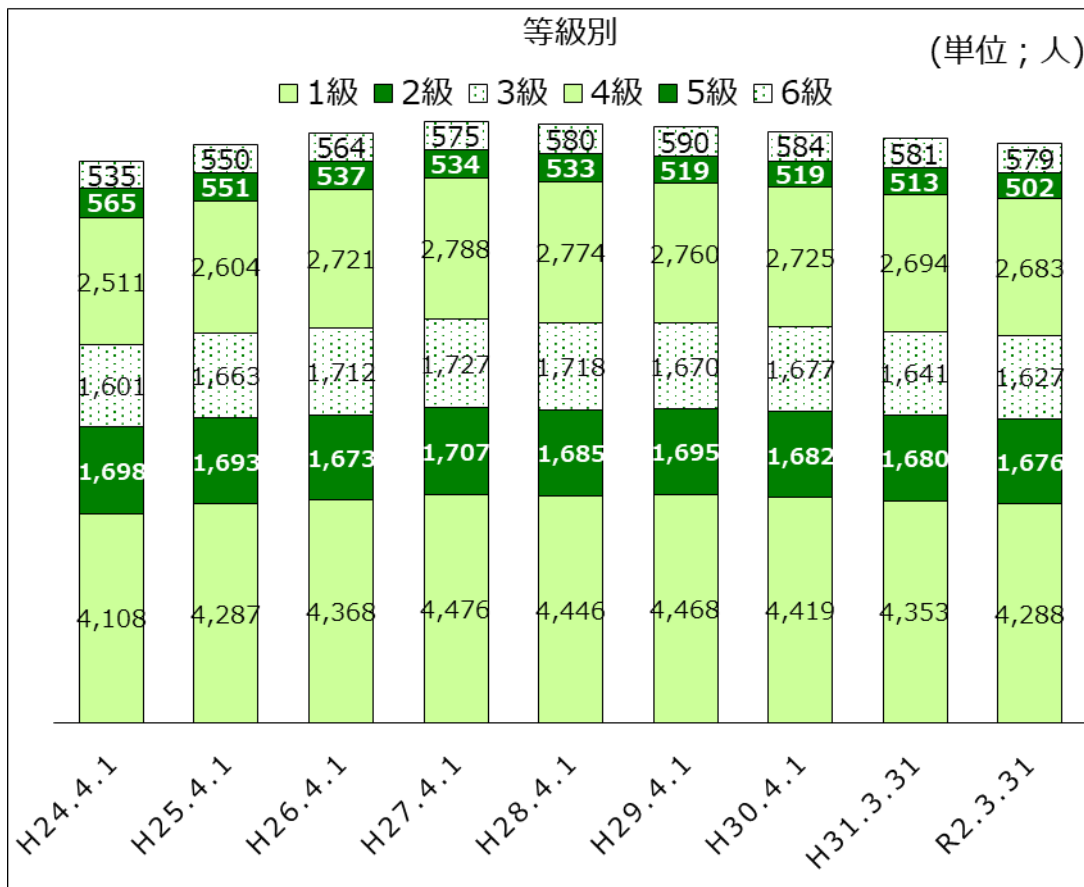


### (2) 市内人口に占める障がい者手帳所持者数の割合

	H24	H28	R2
身体障害者手帳所持者	2.3%	2.5%	2.3%
療育手帳所持者	0.5%	0.6%	0.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	0.5%	0.7%	0.9%
合計	3.3%	3.7%	3.8%
参考 (住民基本台帳)	人口 (A)	470,952人	478,542人
	世帯数 (B)	223,869世帯	233,877世帯
	平均世帯人員 (A/B)	2.10人	2.05人

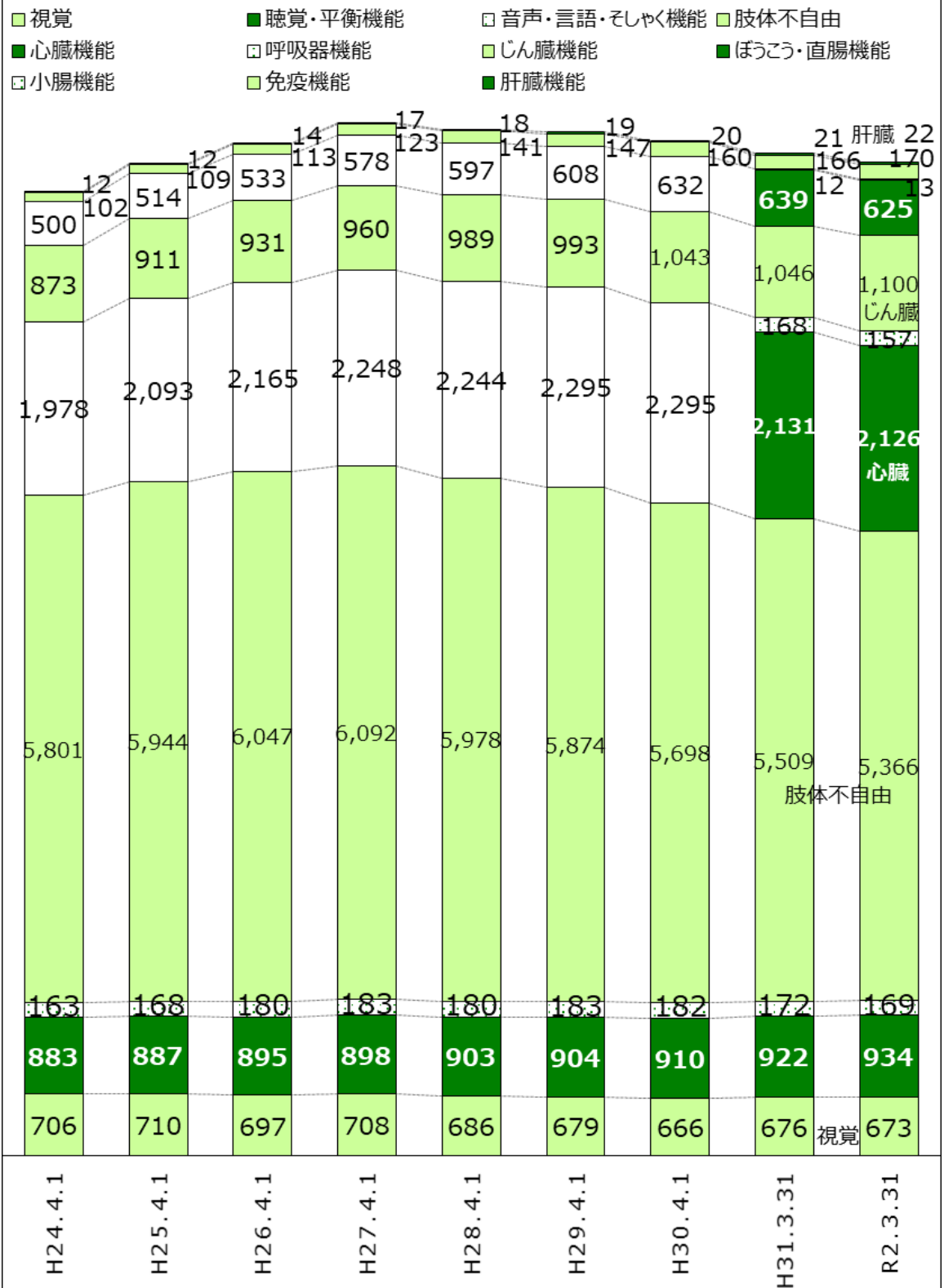
※ 人口及び世帯数は各年の3月31日現在の数。

(3) 本市の身体障害者手帳所持者数



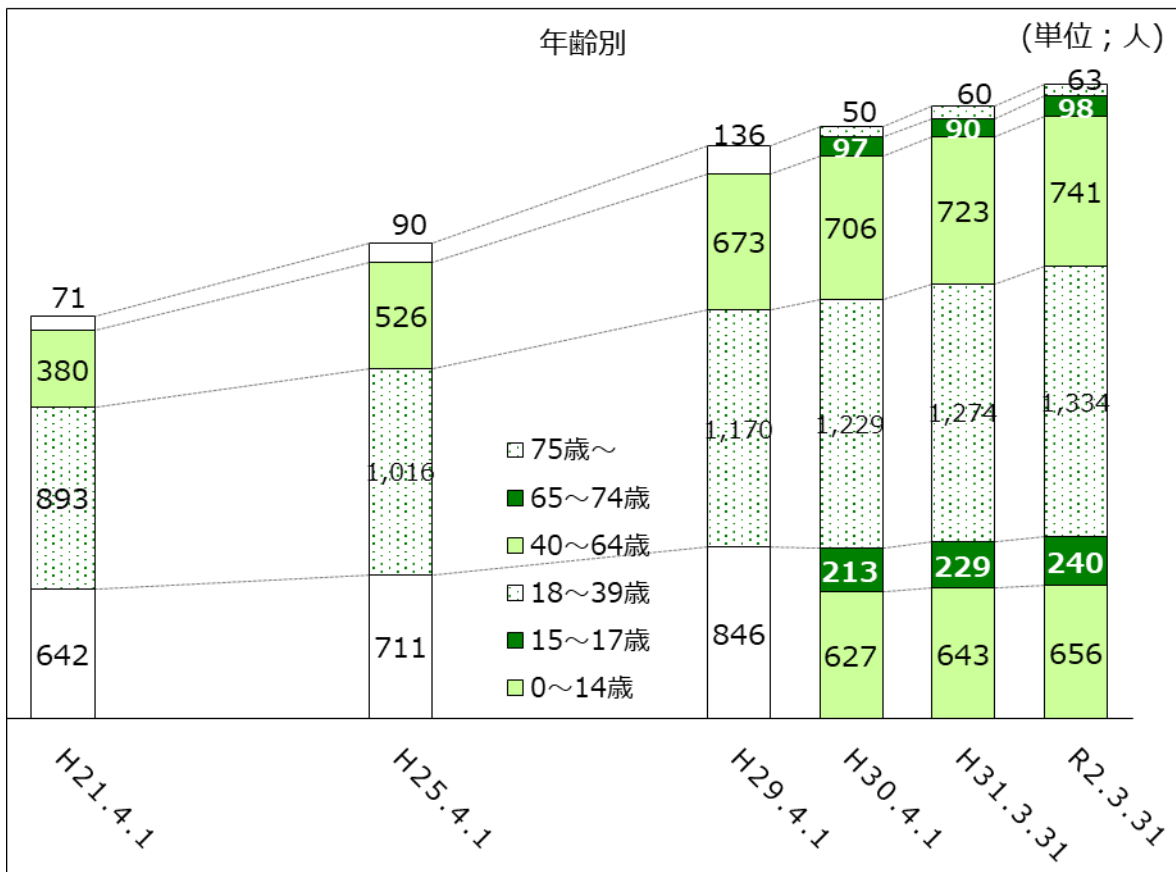
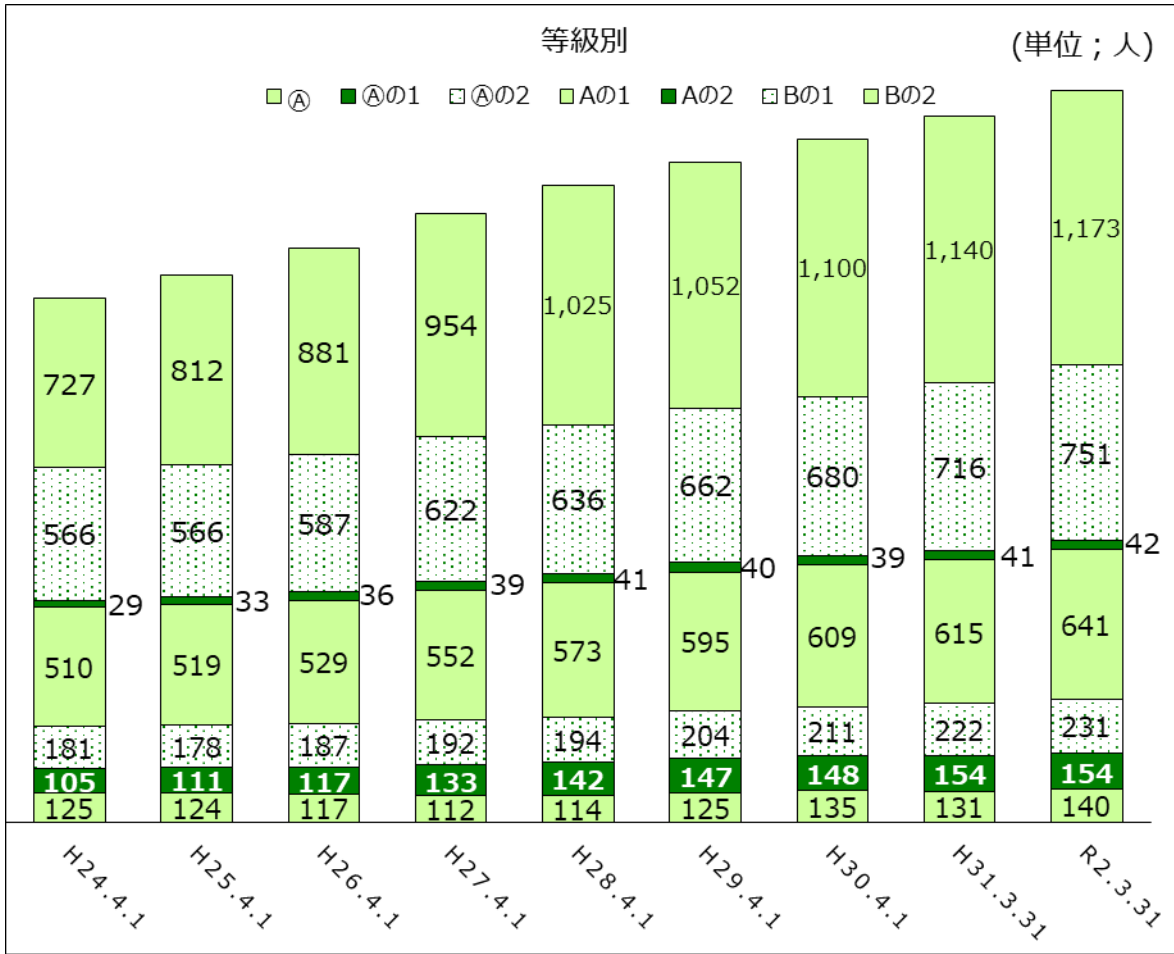
障害部位別

(単位；人)

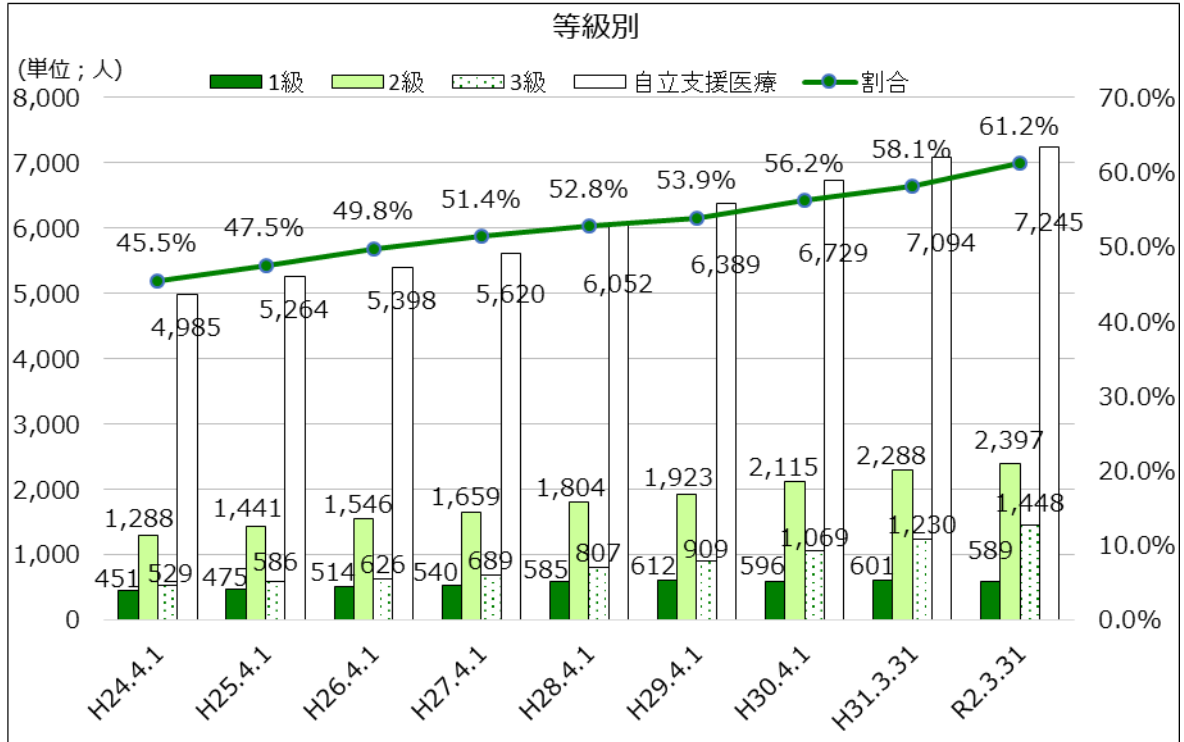




(4) 本市の療育手帳所持者数

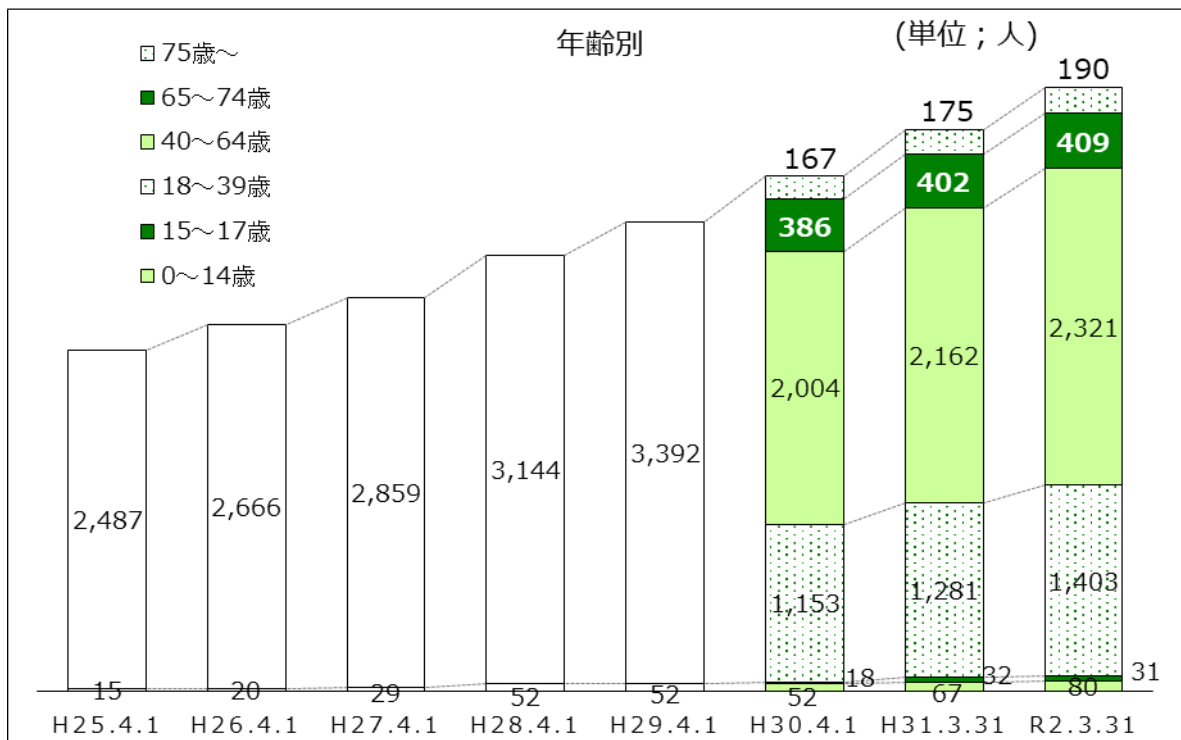


(5) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数



※「自立支援医療」=自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数。

※「割合」=自立支援医療(精神通院医療)受給者に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合。



(6) 本市の障がい者手帳所持者数の推計

(単位；人)

	H30	H31	R2	R3	R4	R5
障がい者手帳所持者数	18,308	18,600	18,921	<u>19,190</u>	<u>19,459</u>	<u>19,728</u>
身体障害者手帳	11,606	11,462	11,355	<u>11,265</u>	<u>11,175</u>	<u>11,085</u>
療育手帳	2,922	3,019	3,132	<u>3,236</u>	<u>3,340</u>	<u>3,444</u>
精神障害者保健福祉手帳	3,780	4,119	4,434	<u>4,689</u>	<u>4,944</u>	<u>5,199</u>

## 第3節 前計画（第3次いちかわハートフルプラン）の達成状況

### 第1項 重点施策について

#### (1) 相談支援・権利擁護体制の充実

	H30実績	R1実績	R2見込
指定特定相談支援事業所箇所数	33箇所	32箇所	40箇所
基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・回数（ネットワーク構築）	34種類 166回	49種類 161回	35種類 171回
「障害者虐待防止法」の認知度 （※e-モニターによる結果）	—	—	30.0%
「障害者差別解消法」の認知度 （※e-モニターによる結果）	—	—	40.0%
成年後見報酬助成延べ件数	30件	34件	18件

○指定特定相談支援事業所数は、平成27年度からほぼ横ばいのまま推移しています。介護分野からの事業参入をねらいとして「市川市障害児・者相談支援ガイドライン研修」を開催するなどしましたが、事業所数増加には至っていません。計画相談支援の体制整備が引き続き課題となっています。

#### (2) 就労支援の推進

	H30実績	R1実績	R2見込
一般就労への移行者数	87人	89人	125人
年間一般就労移行率（※）	28.6%	24.7%	46.5%
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率（※各年度の3月末時点）	100%	77.94%	80%以上
就労移行支援事業の利用者数（累計）	1,323人	1,651人	1,062人
市からの業務発注の件数	16件	15件	12件

（※…市内の就労移行支援事業所の利用者及び障害者就労支援センター「アクセス」の就職活動支援登録者のうち一般就労に移行した人の割合）

○一般就労への移行者数はやや増加傾向にありますが（厚生労働省や千葉労働局の集計結果でも民間企業の雇用障がい者数は増加傾向）、一般就労移行率は減少傾

向にあることから、「障がい者の就労は進んでいるものの、それを上回るペースで就労希望者が増えている」と考えられます。今後も「アクセス」などによる一層の就労支援が求められます。

### (3) 地域生活の充実

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
地域生活支援拠点等整備数	－	－	1つ
指定一般相談支援事業所箇所数	12 箇所	9 箇所	10 箇所
入所施設からの地域生活移行者数	19 人	21 人	19 人
精神科病院長期在院者数（※）	239 人	198 人	215 人
市内グループホームの定員数	187 人	209 人	195 人

（※… 本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数）

- 地域生活支援拠点等の整備については、本市では「面的な体制」の整備を目指し、「相談」と「緊急時の受入れ・対応」の機能の優先的な整備を進めています。令和3年度以降も引き続き必要な機能の充実を進めます。
- 指定一般相談支援事業所箇所数については、平成27年度は7箇所、平成28年度は7箇所、平成29年度は11箇所、平成30年度は12箇所、令和元年度は9箇所でした。
- 精神科病院長期在院者数が減少傾向にあるなど、地域移行は推進されており、グループホーム定員数も増加傾向にあります。今後もグループホームの充実等に取り組んでいく必要があります。

### (4) 災害対策の推進

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
避難行動要支援者名簿の登録者数の増加率（対平成30年度比・障害分）	3,319 人	3,307 人	3,485 人 (H30 年度比 5%増)
自治会等への啓発事業回数	3 回	3 回	4 回
総合防災訓練への障害者団体連絡会からの参加	1 回	1 回	1 回

○避難行動要支援者名簿の登録者数は、ほぼ横ばいとなっています。最終的に登録の是非を判断するのはご本人ですが、平常時から避難支援等関係者に自身のことを知られることに不安を覚える方も多いようです。登録制度をより理解していただけるよう、今後も周知を進めます。

#### (5) 障害児支援の推進

	H30実績	R1実績	R2見込
保育所等訪問支援事業延べ訪問回数	32回	73回	150回
地域職員向け研修の参加人数	373人	400人	400人
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所の数	4箇所	4箇所	4箇所
指定障害児相談支援事業所箇所数	22箇所	22箇所	30箇所

○保育所等訪問支援については、利用者が限られており、今後も制度の周知を図っていく必要があります。

#### (6) 人材の確保と育成

	H30実績	R1実績	R2見込
障害児者相談支援ガイドライン研修平均受講者数	72.3人	75.0人	85人
相談支援グループスーパービジョン参加事業所数	31箇所	28箇所	36箇所
市内法人における入職率(※)と離職率(※)の差	1.00ポイント	-1.06ポイント	5ポイント以上

(※…本市に本部を置く障害福祉サービス等を実施する法人における当該年度の入(離)職者数を在籍職員数で除した割合)

○人材の確保・育成については、研修の実施等による取組を今後も工夫しながら続けていきます。

○入職率と離職率の差については、事業者への調査により数値を算出しましたが、年によって回答数に差があったこともあり、数値にばらつきが見られました。

## 第2項 市川市障害者計画について

### (1) 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

#### ① 子育て支援

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
保育園巡回相談事業	保育園巡回件数	55 回	70 回	75 回
		48 回	91 回	—

#### ② 学校教育

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
特別支援教育推進事業	市川スマイルプランの作成率 (※)	2.1%	2.4%	2.7%
		2.3%	2.4%	—

(※… 通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない児童生徒のうち、市川スマイルプランを作成している者の割合)

○市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）は、特別支援学級在籍及び通級指導教室で指導を受けている児童生徒については平成 30 年 8 月より作成が義務化されました。通常学級に在籍している児童生徒については、保護者からの要望により市川スマイルプランを作成しますが、市川スマイルプランの役割について周知が進んだため、作成率は増加しています。

### (2) 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

#### ① 生涯学習

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	手話通訳・要約筆記の派遣件数	10 件	11 件	12 件
		14 件	6 件	—

② スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
障害者スポーツ事業	障害者軽スポーツ教室への参加人数	100 人	100 人	100 人
		131 人	32 人	-

③ 就労支援・雇用促進

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
優先調達推進事業	調達件数	10 件	11 件	12 件
		16 件	15 件	-
就労支援に関わる研修	開催回数	1 回	1 回	1 回
		1 回	-	-

- 「市主催講座・講演等における合理的配慮の推進」については、庁内各課において独自に予算措置して手話通訳者や要約筆記者等の配置を進めており、障がい者支援課での令和元年度派遣数は6件と減少しました。
- 「障がい者スポーツ事業」については、参加者数が伸びておらず、今後の周知活動の促進が課題となっています。
- 「就労支援に関わる研修」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和元年度は実施しませんでした。

(3) 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

① 福祉サービス

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
精神障害等に関する講演会・研修会の開催	実施回数/参加延べ人数	1 回/50 人	2 回/100 人	3 回/150 人
		7 回/204 人	7 回/306 人	-



② コミュニケーション・移動サービス

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
失語症会話パートナー派遣事業	会話パートナー派遣人数	130 人	130 人	130 人
		152 人	162 人	-

- 「精神障害等に関する講演会・研修会の開催」では、令和元年度に事業者向けに発達障害の対応についての講義を実施し、多数の参加者が得られました。引き続き講演会・研修会等の取組を進めます。

(4) 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

① 相談・情報提供

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
相談支援グループスーパービジョン	実施回数/延べ事例提出事業所数	18 回/36 箇所	18 回/36 箇所	18 回/36 箇所
		17 回/31 箇所	14 回/28 箇所	-

② 権利擁護

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
成年後見制度利用支援事業	相談実件数 (障害分) / 啓発回数	60 件/10 回	60 件/10 回	60 件/10 回
		36 件/16 回	39 件/15 回	-

- 「相談支援グループスーパービジョン」において困難事例の検討等、計画相談支援事業の従事者のスキルアップを図りました。今後も内容を工夫しながら引き続き支援の質の向上を図っていきます。なお、令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、開催回数が当初の予定を下回りました。

(5) 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

① 健康づくり・予防

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
ゲートキーパー養成研修	研修の開催回数	2 回	2 回	2 回
		2 回	4 回	—

② 医療・リハビリテーション

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	情報交換会の開催回数	2 回	2 回	2 回
		1 回	1 回	—

- 「身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業」において、情報交換会の開催により関係機関の連携の構築を図りました。今後も、障がい者のライフステージの変化に応じ、必要なリハビリテーションが受けられる体制を整備するため、事業者との連携体制を構築していきます。

(6) 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

① 福祉のまちづくり

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
新第 1 庁舎整備事業	多機能トイレの設置箇所数	工事中	工事中	7 箇所
		工事中	工事中	—

② 居住環境の整備

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
住まいに関する検討会議の開催	開催回数	2 回	2 回	2 回
		1 回	2 回	—

③ 災害対策・防犯

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
避難行動要支援者対策事業	新制度施行後の名簿登録者数の増加率 (対平成 30 年度比・障害分)	新制度施行年度の名簿登録者数	3,419 人 (+3%)	3,485 人 (+5%)
			3,319 人	3,307 人

○「住まいに関する検討会議の開催」では、住宅の確保に配慮を必要とする方からの問合せを受ける関係各課間で、情報や課題などの共有を図りました。

○「避難行動要支援者対策事業」については、前述（「第 1 項 重点施策について」の「(4)災害対策の推進」）のとおりです。

(7) 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

① 理解促進

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
障害に関する理解啓発事業	開催回数/参加人数	1 回/300 人	1 回/300 人	1 回/300 人
		1 回/450 人	1 回/380 人	-

② 交流の機会・場づくり

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
福祉の店運営支援事業	出店回数	270 回	270 回	270 回
		289 回	256 回	-

③ 人材確保・育成

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
障害児者相談支援ガイドライン研修	平均受講者数	85 人	85 人	85 人
		72.3 人	75.0 人	-

④ ネットワーク形成

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
基幹相談支援センターによるネットワーク構築	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・出席回数	34 種類・ 160 回	35 種類・ 166 回	35 種類・ 171 回
		34 種類・ 166 回	49 種類・ 161 回	—

- 「障害に関する理解啓発事業」（障害者週間イベントの開催）や「福祉の店運営支援事業」については、ほぼ計画どおり実施しました。今後も障がいについての理解啓発に努めていきます。
- 「障害児者相談支援ガイドライン研修」は、市川市自立支援協議会相談支援部会にて毎年工夫しながら企画・実施しています。今後も引き続き相談支援の担い手の確保・育成を図ります。

### 第3項 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画について

#### (1) 成果目標

##### ① 施設入所者の地域生活移行

###### (ア) 各年度末時点の施設入所支援の決定者数

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
施設入所支援の決定者数	210 人	201 人	197 人	198 人	205 人以下

(イ) 平成 28 年度末時点における施設入所者数 (= 210 人) の 9%以上が令和 2 年度末までに地域生活へ移行したかどうか

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
入所施設からの地域生活移行者数 (累計数)	8 人 (3.8%)	16 人 (7.6%)	19 人 (9.0%)	21 人 (10.0%)	19 人以上 (9.0%)

##### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	-	-	設置	設置	設置
精神科病院長期在院者数 (※)	239 人	264 人	239 人	198 人	215 人以下

(※… 本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して 1 年以上入院している人数)

##### ③ 地域生活支援拠点等の整備

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
地域生活支援拠点等の整備数	-	-	-	-	1 つ

④ 一般就労への移行の促進

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
一般就労への移行者数	83 人	94 人	87 人	89 人	125 人
就労移行支援事業の利用者数 (累計数)	885 人	1,052 人	1,323 人	1,651 人	1,062 人
就労移行率 30%以上を達成した就労移行支援事業所の割合	66.7%	46.2%	36.4%	27.3%	50%以上
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率 (※1)	-	-	100%	77.94%	80%以上
年間一般就労移行率 (※2)	36.7%	-	28.6%	24.7%	46.5%

(※1… 各年度の3月末時点)

(※2… 市内の就労移行支援事業所の利用者及び障害者就労支援センター「アクセス」の就職活動支援登録者のうち一般就労に移行した人の割合)

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
児童発達支援センターの整備数	-	-	4 箇所	4 箇所	4 箇所
一月に保育所等訪問支援を利用する児童の数	-	-	2 人/月	5 人/月	6 人/月
重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの数	-	-	4 箇所	4 箇所	4 箇所
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	-	-	設置	設置	設置

○成果目標については、多くの項目で達成の見込みですが、主に「④一般就労への移行の促進」において達成が厳しい項目が見られます。「第1項 重点施策について」の「(2)就労支援の推進」でも述べたとおり、「障がい者の就労は進んでいる

ものの、それを上回るペースで就労希望者が増えている」現状があると考えられ、今後も「アクセス」などによる一層の就労支援が求められます。

## (2) 障害福祉サービス

(※ 表中「必要な量等」とは、「成果目標を達成するために必要な量等」を表します。)

### ① 訪問系サービス

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
居宅介護	513 実人/月 11,215 時間/月	531 実人/月 11,352 時間/月	549 実人/月 11,490 時間/月
	517 実人/月 11,180 時間/月	531 実人/月 10,601 時間/月	—
重度訪問介護	18 実人/月 4,191 時間/月	18 実人/月 4,317 時間/月	18 実人/月 4,447 時間/月
	16 実人/月 3,539 時間/月	21 実人/月 3,837 時間/月	—
同行援護	56 実人/月 1,639 時間/月	56 実人/月 1,671 時間/月	56 実人/月 1,705 時間/月
	64 実人/月 1,662 時間/月	67 実人/月 1,529 時間/月	—
行動援護	11 実人/月 247 時間/月	11 実人/月 257 時間/月	11 実人/月 267 時間/月
	11 実人/月 223 時間/月	10 実人/月 179 時間/月	—
重度障害者等包括支援	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月
	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	—

② 日中活動系サービス

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
生活介護	727 実人/月 14,330 延人日/月	738 実人/月 14,568 延人日/月	750 実人/月 14,806 延人日/月
	754 実人/月 14,036 延人日/月	768 実人/月 14,230 延人日/月	-
自立訓練(機能訓練)	17 実人/月 153 延人日/月	18 実人/月 161 延人日/月	19 実人/月 169 延人日/月
	6 実人/月 53 延人日/月	3 実人/月 42 延人日/月	-
自立訓練(生活訓練)	84 実人/月 1,141 延人日/月	89 実人/月 1,244 延人日/月	94 実人/月 1,346 延人日/月
	54 実人/月 716 延人日/月	58 実人/月 706 延人日/月	-
就労移行支援	139 実人/月 2,441 延人日/月	140 実人/月 2,548 延人日/月	141 実人/月 2,654 延人日/月
	178 実人/月 2,800 延人日/月	189 実人/月 2,987 延人日/月	-
就労継続支援 A 型 (雇成型)	133 実人/月 2,595 延人日/月	146 実人/月 2,855 延人日/月	161 実人/月 3,140 延人日/月
	139 実人/月 2,533 延人日/月	154 実人/月 2,877 延人日/月	-
就労継続支援 B 型 (非雇成型)	420 実人/月 7,459 延人日/月	436 実人/月 7,829 延人日/月	453 実人/月 8,199 延人日/月
	428 実人/月 6,978 延人日/月	456 実人/月 7,292 延人日/月	-
就労定着支援	103 実人/月	114 実人/月	125 実人/月
	49 実人/月	72 実人/月	-
療養介護	14 実人/月 432 延人日/月	14 実人/月 445 延人日/月	15 実人/月 457 延人日/月
	15 実人/月 453 延人日/月	16 実人/月 483 延人日/月	-



短期入所(福祉型)	170 実人/月 849 延人日/月	187 実人/月 888 延人日/月	205 実人/月 927 延人日/月
	172 実人/月 1,061 延人日/月	182 実人/月 1,142 延人日/月	-
短期入所(医療型)	1 実人/月 7 延人日/月	1 実人/月 8 延人日/月	1 実人/月 9 延人日/月
	3 実人/月 13 延人日/月	2 実人/月 10 延人日/月	-

### ③ 居住系サービス

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
自立生活援助	9 実人/月	12 実人/月	16 実人/月
	6 実人/月	9 実人/月	-
共同生活援助	237 実人/月	253 実人/月	269 実人/月
	252 実人/月	267 実人/月	-
施設入所支援	208 実人/月	207 実人/月	205 実人/月
	194 実人/月	194 実人/月	-

- 障害福祉サービス費全体では、支出件数、支出額ともに年々増加傾向にあります。今後も、必要とする方へ必要なサービスの支給決定を行っていきます。

### (3) 相談支援

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
計画相談支援	545 実人/月	585 実人/月	625 実人/月
	645 実人/月	573 実人/月	-
地域移行支援	5 実人/月	5 実人/月	5 実人/月
	4 実人/月	4 実人/月	-
地域定着支援	39 実人/月	39 実人/月	39 実人/月
	24 実人/月	24 実人/月	-

- 計画相談支援については、事業者数が依然として横ばいの状況です。今後も人材確保や質の向上に向けた取組が必要です。

#### (4) 地域生活支援事業

##### ① 理解促進研修・啓発事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

##### ② 自発的活動支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

##### ③ 相談支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	3 箇所	3 箇所	—
基幹相談支援センター	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	2 箇所	2 箇所	—
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
	実施	実施	—

##### ④ 成年後見制度利用支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
成年後見制度利用支援事業	実利用者 15 人	実利用者 16 人	実利用者 18 人
	実利用者 30 人	実利用者 34 人	—

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

⑥ 意思疎通支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	947 延利用人/年	994 延利用人/年	1,044 延利用人/年
	109 実利用人/年	115 実利用人/年	120 実利用人/年
	973 延利用人/年	871 延利用人/年	—
	123 実利用人/年	143 実利用人/年	—
手話通訳者設置事業	設置人数 4 人	設置人数 4 人	設置人数 4 人
	設置人数 3 人	設置人数 4 人	—

(※ 「設置人数」は職員数。日々の配置数は1日当たり2～3人。)

⑦ 日常生活用具給付等事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
介護訓練支援用具	年間延給付 44 件	年間延給付 44 件	年間延給付 50 件
	年間延給付 30 件	年間延給付 10 件	—
自立生活支援用具	年間延給付 59 件	年間延給付 59 件	年間延給付 58 件
	年間延給付 53 件	年間延給付 46 件	—
在宅療養等支援用具	年間延給付 47 件	年間延給付 47 件	年間延給付 48 件
	年間延給付 36 件	年間延給付 50 件	—
情報・意思疎通支援用具	年間延給付 62 件	年間延給付 62 件	年間延給付 65 件
	年間延給付 88 件	年間延給付 139 件	—
排泄管理支援用具	年間延給付 6,934 件	年間延給付 6,934 件	年間延給付 7,019 件
	年間延給付 7,516 件	年間延給付 7,855 件	—
住宅改修費	年間延給付 9 件	年間延給付 9 件	年間延給付 9 件
	年間延給付 5 件	年間延給付 5 件	—

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者 13 人	実講習修了者 13 人	実講習修了者 13 人
	実講習修了者 11 人	実講習修了者 22 人	—

⑨ 移動支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
移動支援事業	80 箇所	81 箇所	83 箇所
	582 実人/年	586 実人/年	590 実人/年
	延利用 55,361 時間/年	延利用 55,883 時間/年	延利用 56,406 時間/年
	85 箇所	88 箇所	—
	563 実人/年	584 実人/年	
	延利用 55,681 時間/年	延利用 54,863 時間/年	

⑩ 地域活動支援センター

	単位	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
地域活動支援センターⅠ型	箇所	0 箇所・6 人	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人
	平均実利用人/日	0 箇所・0 人	0 箇所・0 人	—
地域活動支援センターⅡ型	箇所	1 箇所・8 人	1 箇所・9 人	1 箇所・10 人
	平均実利用人/日	1 箇所・6 人	1 箇所・5 人	—
地域活動支援センターⅢ型	箇所	8 箇所・60 人	8 箇所・60 人	8 箇所・60 人
	平均実利用人/日	9 箇所・65 人	9 箇所・60 人	—

○成年後見制度の利用は、着実に増加しており、今後も必要な方が制度を利用できるように取組を進めていく必要があります。

○日常生活用具給付等事業については、平成 31 年度からは人工鼻を、令和 2 年度からは人工内耳体外器を給付対象に加えました。

(5) 障害児相談支援

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
障害児相談支援	124 実人/月	162 実人/月	200 実人/月
	97 実人/月	63 実人/月	-

- 障害児相談支援事業所数は、指定特定相談支援事業所と同様、ほぼ横ばいとなっています。

(6) 障害児通所支援

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
児童発達支援	289 実人/月 3,276 延人日/月	308 実人/月 3,717 延人日/月	326 実人/月 4,157 延人日/月
	353 実人/月 3,148 延人日/月	302 実人/月 3,398 延人日/月	-
医療型児童発達支援	27 実人/月 248 延人日/月	27 実人/月 260 延人日/月	27 実人/月 271 延人日/月
	16 実人/月 98 延人日/月	13 実人/月 98 延人日/月	-
放課後等デイサービス	660 実人/月 5,817 延人日/月	733 実人/月 6,657 延人日/月	806 実人/月 7,497 延人日/月
	806 実人/月 7,862 延人日/月	724 実人/月 8,187 延人日/月	-
保育所等訪問支援	11 実人/月 22 延人日/月	16 実人/月 32 延人日/月	20 実人/月 40 延人日/月
	2 実人/月 4 延人日/月	5 実人/月 6 延人日/月	-
居宅訪問型児童発達支援	1 実人/月 4 延人日/月	1 実人/月 8 延人日/月	3 実人/月 12 延人日/月
	0 実人/月 0 延人日/月	0 実人/月 0 延人日/月	-

- 「第1項 重点施策について」の「(5)障害児支援の推進」でも触れましたが、保育所等訪問支援については、利用者が限られており、今後も制度の周知を図っていく必要があります。

## 第 4 節 障がい者福祉に対する市民の意識

平成 28 年度に実施した「障害のある方々の暮らしと福祉の意識調査」の結果については、次のとおりまとめました。

### (1) 生活環境についてのニーズ

- ① 経済の安定と医療、情報が確保され災害時も安心なまちづくりが求められている
  - “暮らしに困らないだけの収入があること”、“災害の情報が確保され安全に避難できること”、“費用の心配をせずに必要な医療を受けられること”についてニーズが高い傾向が見られました。
  - 情報については、災害にとどまらず、日常生活のなかで自分に必要な情報が確保できることも、高次脳機能障害、聴覚・平衡機能障害、難病のある市民でニーズが高い結果となっています。
- ② 就労機会の充実と定着への支援が求められている
  - 特に知的障がい、精神障がいのある方では、“様々な職場が選べること”、“障がいのある人もない人も同じように評価されること”、“必要な技術や知識を学ぶ場があること”など、職場・職業能力に関する事柄について、関心が高くなっています。
  - 障がいのある方の就労状況については、身体障がいのある方でも、20～59 歳の層でおよそ半数程度でした。知的障がいのある方では、20～49 歳の層で、福祉施設で働く割合が 4 割程度、一般就労は 2～3 割であり、精神障がいのある方では、20～39 歳の層で、福祉施設で働く割合が 1 割程度、一般就労で 3～4 割となっています。
  - 知的障がいのある方では、生活環境の要素として、仕事や趣味、仲間と過ごす時間があることへのニーズが高く、就労機会においても、仲間と一緒に働ける福祉施設を希望される方が多くなっています。

## (2) 福祉サービスについて

### ① 生活支援、日中活動の場に対する利用意向が高い

- 身体障がいのある市民では、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付・貸出しなどのほか、自立訓練や居宅介護の利用が高くなっています。
- 知的障がいのある市民では、レスパイトサービスや移動支援などの介護者の負担軽減につながるサービス、福祉施設における自立や職業技術の訓練などの本人の日中活動サービスが現在よく利用されており、今後の利用希望も高くなっています。
- グループホーム、ショートステイについては、今後の利用希望が高く、住まいの確保と介護者支援のサービスの充実が求められています。
- 精神障がいのある方においては、相談窓口・ケースワーカーが現在よく利用されているとともに、今後の利用意向も高く、一層の充実が求められています。

## (3) 権利、社会の理解について

### ① いじめや差別などの問題解決には、相談の充実、社会の理解が重要とされている

- 障がいのある方のおよそ2割は、障がいのために仕事や就職をあきらめたり我慢したりしたことがあり、およそ1割の方が、異性との付き合いや結婚についても妥協の経験があると回答しています。
- 権利が奪われたと感じることとして、障がいを理由とするいじめや差別、入学や入社拒否、施設への入所・入院の強制などが挙げられています。
- こうした問題の解決のために、障がいのある方のおよそ6割が、助言してくれる相談窓口や法的な相談などの充実を求めているほか、必要に応じて調査や指導を行う制度の充実などを必要としています。また、障がいのある方のおよそ2割が、障がい者の権利についての社会意識を高めることを求めています。

## (4) 市民の関心について

### ① 障がい者手帳を所持しない方の障がい者福祉に対する関心は相対的に低く、障がい者支援の活動に参加したことがある割合は3割程度

- 16歳以上の障がい者手帳を所持しない市民500人を対象にした意識調査の結果によれば、健康・福祉の分野において関心のある領域として、障がい者の福

祉を挙げる割合は少なく、また、近所付き合いや学校、職場などで障がい者と何らかの関わりのある市民の割合も低い傾向が見られます。

- 障がい者を支援する活動経験のある方の割合は3割程度ありましたが、その多くは募金への協力であって、直接のコミュニケーションが必要となる活動（福祉施設の催しへの協力、交流活動への参加、介助などの活動）を経験したことがある方は5%前後にとどまっています。
- また、困っている障がい者に対して“積極的に声をかけて手助けするようにしている”と回答した方は全体の2割程度であり、市民の多くは、“これまでにそうした機会はない”、又は、“求められれば手助けする”としています。ただし、障がい者支援活動の経験のある方は、困っている障がい者に対して積極的に声をかけて手助けするようにしている割合が高く、実際にふれ合う場や機会があることが理解や助け合いの意識の醸成にとって有効であることが示されています。

#### (5) ノーマライゼーションの実現について

- ① 働く場、社会の理解についての必要性は、障がいの有無に関わらず重視されている

○障がいのある方からは、就業や教育の場から医療、住まい、社会の理解や交流、手当にいたるまで、多岐に渡る取組がまんべんなく行われることが重要とされています。なかでも、“働く場を増やすこと”、“安心して相談できるところを増やす”、“障がい者を手助けする人材を育成すること”、“障がい者に対する市民の理解を深める”などが上位に挙げられています。

○障がい者手帳を所持しない方においては、“働く場を増やすこと”、“子どもたちが障がい者について学んだりする機会を増やすこと”、“介助している人を助けるサービス”、“まちのバリアフリー化”などが重視されている。特にバリアフリー化の問題点としては、物理的な面では歩道や公共交通機関の使いにくさ、社会的な面では障がい者の雇用に関わる企業や役所の取組の不足、障がいのある児童のための学校や指導者の不足、心理的な面では無関心、心ない言葉や態度が挙げられています。



- 回答者の多くが介助者の知的障がい者では、「親としては自立を望んでおり、そのためには社会の理解が不可欠だと思っているが、現実がそうになっていない」といった意識がうかがえます。
- 回答者の多くが本人の精神障がい者では、「自立したいが、健康状態（病状）や対人関係に自信がなく、社会との付き合いにも積極的になりにくい」といった意識が見られます。
- 障がい者手帳を所持しない方では、全般的に障がい者福祉に対する関心は未だ高くなく、この設問でも“働く場を増やす”、“子どもの教育機会”、“バリアフリー化”などが上位にあり、障がいのある方の生活に対してやや実感が薄いことがうかがわれます。

## 第5節 障がい児福祉に対する市民の意識

平成29年7～8月に実施した「障害児通所支援サービス利用のアンケート調査」の結果については、次のとおりです。

### (1) 児童発達支援

- 「支援時間が短い」ことによる不満が多く寄せられました。「個別での支援が中心の事業所ではサービス提供が1～2時間程度」、「その他の事業所であっても共働きの両親にとっては利用時間が短い」ことなどが理由として考えられます。

### (2) 放課後等デイサービス

- 「専門の職員がない」という不満が最も多くなっています。また、「支援時間が短い」という不満が多かったのは、共働き家庭の増加が一因と考えられます。
- 「希望する事業所を利用できない」という不満については、放課後等デイサービスで行われている支援内容が多種多様であるために、一部の事業所に利用希望が集中してしまうことなどが要因ではないかと考えられます。

### (3) 保育所等訪問支援

- 保育所等訪問支援は、障がいの有無に関わらず子どもの地域での成長を支援する上で重要な事業ですが、市内には事業所が3箇所しかないことや、事業の難しさ、利用者や関係機関への周知不足により、利用が進まない現状があると思われま

### (4) 障害児相談支援

- 障害児相談支援の周知不足などが不満の理由と考えられます。保護者の心配ごとや悩みを相談支援専門員と共有し、解決方法を共に考えながら、子どもの成長を考えた障害児支援利用計画を作成することは、障がい児とその保護者にとって大きなメリットであると考えられます。「受給者証の発行に時間はかかるが、代わりに得られるメリットがある」といった点などについての周知が必要です。

## 第6節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

第4次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和2年3月から4月にかけて、市内の障がい者団体に文書にてヒアリングを行いました。

また、同様に、令和2年5月から6月にかけて、市川市自立支援協議会に対しても、文書にてヒアリングを行いました。

どちらも、「現在の障がい者施策について課題と思うこと」をお尋ねしました。

頂いた回答については、次のとおり整理しました。

また、各項目の末尾に、囲み線で意見の総括を掲載しました。

### (1) 災害対策等

- 台風等による災害が生じ得ることは予測できることであるものの、医療的ケア児が避難所に避難するに当たり、避難所において電力の確保がままならない。また、避難所に比べて福祉避難所の開設が遅い。
- 避難所のバリアフリー化や多機能トイレの整備が十分ではない。オストメイトはトイレの使用時間がどうしても長くなりがちで、災害時にオストメイトばかりが長時間トイレを占有するわけにもいかない。
- 万が一災害時にオストメイトが装具等を携帯していない場合のために、装具等の備蓄も検討してほしい。また、オストメイトに限らず、薬の備蓄も検討してほしい。
- 避難行動要支援者名簿の整備と、その活用のための訓練が必要。
- 災害時に遠隔手話通訳のシステムが必要。
- 災害時における障がい者への対応についてのマニュアルがないのではないか。
- 障がい者であっても、保護される側の立場だけではなく、自分で自分の命を守ることを考えるよう周知が必要。
- 昨年の台風被害をきっかけに、障がい者やその家族等の災害等に対する漠然とした不安が募っているように感じる。障がい者やその家族等に対する市の災害対策等に関する情報の周知に取り組んでほしい。

- 一定規模の災害等が発生し、一定期間継続した対策が必要となる場合に、災害や被災状況の規模にもよるが、地域の事情をよく知る支援者のネットワーク等を活用した簡易な形の DWAT のような支援チームの形成について検討してほしい。
- 今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出された際に、国や千葉県からは休業要請が出ていない（事業継続を求められている）市内の児童福祉に関する公的機関や福祉施設等の一斉休園が実施されたが、長期間にわたる休園による効果性とデメリットに関する意見と報告もされている。今後第二波への懸念や将来の新たな感染症対策の必要性も想定されることから、緊急事態宣言等が発出されるような状況における、市内の児童福祉関係機関等の運営のあり方について、地域全体で協議する機会や場の設置を検討してほしい。
- 例えば、介護する親が新型コロナウイルスに感染した場合、その子である障がい者は濃厚接触者となってしまうため、受入れ先がないのではないかと。地域における対応体制の整備について児童相談所も含めた検討に取り組んで欲しい。

<総括>

豪雨・台風による災害が頻発する中で、障がい者やその家族等に寄り添う避難所や避難のあり方が改めて問われています。特に、近年は水害なども広範囲に被害が及ぶ傾向が高く、行政による対策に加え、地域のネットワークを活かした支援策の必要性も指摘されています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、感染症対策が社会生活の様々な面で求められることを社会全体に突きつけたものと捉えられます。社会経済活動が一般的に自粛を求められる中で、障害福祉サービスの事業の継続が求められます。障がい者を取り巻く支援の形を最大限確保するためには、今般の経験を踏まえた関係者の一層の連携協力体制の構築が不可欠と言えます。

## (2) 障がい者やその家族の高齢化

- 知的障害者の場合、その暮らしを支える中心となる者は親であるが、両者ともが高齢化している家庭が多く、親が亡くなった後の暮らし（特に夜の暮らし）の支援が不足している。
- 8050 問題への対処のために 50 歳以上の障がい者のセルフプラン率ゼロを数値目標にすべき。市の裁量で全員に相談支援専門員をつけられるようにすべき。

- 入所施設においても高齢化は顕著で、現状の施設の環境では対応が難しいケースもある。入所施設は介護保険適用除外となっているが、ご本人や家族の希望に沿った高齢者サービスへの移行についての仕組の構築や対応が必要。
- 障がいのある方とその家族が、当事者の一人暮らしや家族との同居生活を安心して継続していくための支援体制を整備してほしい。
- 今後、障がいのある方の高齢化が進んでいくことが予想される。介護サービスの提供だけでなく、高齢の障がいのある方の生活作りや生きがい創出の支援体制の整備に取り組んでほしい。

<総括>

令和3年度施行の改正社会福祉法は、介護サービスと障害福祉サービスの連続性に着目しています。人の一生という視点から福祉サービスの再構築を図るほか、地域共生社会の実現に向かおうとする流れがあり、地域での暮らしの長期的な安心につながるシステムが求められます。

(3) 地域生活支援拠点等

- 精神障がい者にも対応できる地域生活支援拠点等の計画が進んでいない。
- 入院中の人でも利用できる模擬生活体験の場のような、地域生活を体験できる場を作るため、医療関係者も交えた検討の場の設置を検討してもらいたい。

(4) 引きこもり

- 引きこもりがちな方への支援が不足している。

(5) 見守り等

- 地域で孤立している人や支援につながりにくい人の見守り支援や居場所作りの体制整備に取り組んでほしい。

(6) 障がいについての理解、教育

- 小中学校における障がいの理解を深める取組が必要。
- 発達障がいがある子どもの学校での生活は、苦勞が伴う。子ども同士でのいじめは、ときに非常に酷なものになる。
- 精神障がいに対する教育（特に義務教育段階からの教育）がまだ不足している。

- 障がいの状態は様々で個人差があるが、市民の理解が十分ではない。
- 根強い偏見や無知によるマイナス評価をされ、就職できない、結婚できない。
- 精神障がいに対する理解がまだ不足している。
- 地域共生社会に向けて、障がいへの正しい理解を地域全体で共有する場や仕組みがあるとよい。
- 障がいのある方や支援を必要とする方が、いわれのない非難や中傷を受けることがある。市民や民間事業者の人たちに対する、障がいのある方や支援が必要な方たちに関する正しい理解を促す取組について、積極的・継続的に取り組んでほしい。

<総括>

多様性を認め合う社会の実現に向けた取組を学校教育から取り入れるなどの必要性が指摘されています。共生社会の実現に向け、障がい特性の理解や合理的配慮の提供をより一層促進していく必要があります。

(7) 合理的配慮

- 市主催講演会等における手話通訳や要約筆記等の障がい者に対する配慮が引き続き必要。
- 公民館に要約筆記者が使用する OHC とプロジェクターの設置が必要。
- 選挙権を有する知的障がいのある方が、選挙投票に関する情報を入手しやすくしたり、投票行動に取り組みやすくしたりする支援を整備してほしい。また、知的障がいのある方に投票に必要な情報が分かりやすく提示されるようにしてほしい。
- 合理的配慮が法的義務になっている機関等において、必要な配慮の提供が十分ではないことがあるようなので、合理的配慮の提供徹底と提供内容の拡大に取り組んでほしい。
- 合理的配慮が努力義務となっている民間事業者に対して、合理的配慮の提供が促進されるように取り組んでほしい。

<総括>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」の順守、一層の周知が求められます。

## (8) バリアフリー

- 公共施設等のバリアフリースイートイレ（オストメイト用トイレ）の増設が必要。一般のトイレの場合、オストメイトが使用するには、床に膝をつくなどしないといけない。
- バリアフリースイートイレが障がい者にとって使いやすいものとなっているかの、当事者の目線を入れての検証が必要。

### <総括>

有形無形のバリア（障壁）を一つ一つなくしていくための取組の必要性が指摘されています。

## (9) 意思疎通支援

- 公共施設、各事業所、基幹相談支援センター、地域包括支援センター等で利用できるように遠隔手話通訳システムの導入が必要。
- 夜間や緊急時の24時間体制の遠隔手話通訳体制が必要。
- 失語症者向け意思疎通支援者の移動支援事業者が少ない。
- 聞こえにくくなっている方への対応を学ぶため、民生委員の聞こえのサポーター講座の受講が必要。

### <総括>

加齢による視聴覚の衰えは誰にでも起こり得るものであることを踏まえ、意思疎通支援の大切さを社会全体で共有することが求められています。

## (10) 障がい者の就労

- 失語症は、コミュニケーションの障がいなので、他の障がい者と比較しても職場等への社会復帰が困難。
- ADHDなどの発達障がいがある方が就労するに当たっては、本人の個性や障がい特性を会社側が理解することが必要で、あらかじめ会社側に説明もした上で就労するのだが、現実的にはなかなかうまくいかない。会社側と本人との間で長い目で見てコーディネートをするような支援（例えば就労定着支援のさらなる充実）があるとよい。
- 知的な遅れが軽度の場合でも、発達にはばらつきがあるため、本人にとって無理なことをさせてしまうなど、福祉的就労が難しい場合が多くある。かと言って、

障がいについて理解があり作業も充実している就労継続支援 B 型事業所を希望したとしても、アセスメントを受けなければならない。

- 高機能自閉症の人は、就労先で対人関係がうまく築けなかったり、そのために二次障がいを起こして心療内科に通院している方がいる。
- 特別支援学校卒業後の働き先の確保が課題。

#### (11) 支援人材の質と量

- 精神障がい者に十分対応できる指定特定相談支援事業者が、事業所数、人材の質ともに十分でない（報酬の額が十分ではない）。
- 精神障がいに対する支援人材がまだ不足している。
- 相談支援専門員が不足している。特に、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が少ない。そのため、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者が少なく、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成を依頼しても断られることがある。
- 報酬の額の低さにより、事業所数が年々減少しているサービスがある。
- 医療的ケア児向けの放課後等デイサービスや施設が極端に少ないが、その要因として看護師の不足を挙げる事業所が多い（ただ、常日頃から対象児童の日常を把握できるように施設巡回等で情報交換できる環境が望ましく、市が看護師を確保してステーション化する等がよい）。また、医療的ケアに携われるような手技の講習も少ない。
- 医療従事者、介護従事者等の多職種間での連携が必要。
- どの事業者も、職員を募集しても応募が来ないと言っている。
- 直接処遇職員の確保については入所施設においても大きな課題となっている。特に新卒の採用についてはほとんど応募がない状況。
- 要約筆記者の高齢化が進んでいるため、今後、派遣体制が維持できなくなる可能性がある（市の養成講座の実施が必要）。
- 相談支援専門員は、他業務との兼務者が多く、不足している。事業者としても、何らかの報酬につながらないと、増やすことは難しいのではないかと。
- 相談件数を増やすこと、相談支援専門員を増やすことが必要だと思うが、兼務の場合はなかなか対応が難しい。



- 障害福祉に関わる人材確保について、市川市として確保数を上げる取組と増数を可視化してほしい。
- 相談支援専門員の質の向上、相談に関する知識や技術について共有する場が必要。ガイドライン研修の継続、行政との連携、集団指導の実施など。

<総括>

特に相談支援・医療面での人材確保が急務との指摘が多くみられます。人材育成のためのバックアップによる質・量双方の底上げが求められています。

## (12) 相談支援

- いわゆるセルフプランの方について、喫緊で計画相談支援が必要な方へ支援が必要ではないか。例えば、一つの事業所のみ利用している方は、その事業所のサービス管理責任者がセルフプラン作成の援助をするなど。
- 特に障がい児については、セルフプラン率が高い。
- 基幹相談支援センターの業務の整理と、重層的な相談支援体制の確立が必要ではないか。
- 指定特定相談支援の事業所の増加、特に相談支援専門員（中でも専従の相談支援専門員）の数が伸び悩む中、人口 49 万人規模の相談支援体制の強化、充実のため、基幹相談支援だけでなく、委託による相談支援も検討を進めてもらいたい。
- 障がいの相談に関わらず、何か困ったことがあったときの相談窓口が分かりにくいという声は少なくない。国は全世代包括型の社会保障体制を整備していくとしているが、地域単位で福祉総合相談窓口を設置するワンストップ体制の整備を検討してほしい。

<総括>

継続的な支援・サポートには相談支援は不可欠であり、セルフプラン作成においても客観的な視点からのサポートは必要です。相談支援体制の一層の充実が求められています。

## (13) 権利擁護

- 成年後見制度は、費用がかかること、信頼できる人に頼めるか分からない等の不安要素がある。

- 成年後見制度利用促進計画の中にある「地域連携ネットワーク」、「中核機関」の整備が進むよう、市社会福祉協議会と連携し、裁判所とも関係を作って、推進してほしい。
- 権利擁護・虐待防止研修が現場に活かされる工夫をしてほしい。虐待認定されなかった事案についても対応や支援が必要。また、県の条例における広域専門相談員や地域相談員の活用も再考すべき。

#### (14) グループホーム

- グループホーム（特に、自閉症の方、重度障がいの方、行動障がいがある方、高齢の障がい者への対応に特化したグループホーム）が必要。
- 軽度の方対象のグループホームは増えているが、重度の障がいの方対象のグループホームは未だ少ない。
- 知的障がいについて「グループホーム等入居検討会」が活用できていない。また、それに伴って待機リストが増えている。入居できるような仕組の整備を考えなければならないのではないか。
- 特に医療面のフォローや連携の取れる、夜間の支援体制がある、重い精神障がいの方にも対応できるグループホームの検討を進めてほしい。
- 一人暮らしや家族との同居が困難な方のために、グループホーム等の生活の場の整備を進めてほしい。

##### <総括>

グループホームは障がい者の自立や地域との接点としてなど今後ますます必要性・重要性が高まることが予想されます。障がいの種別や程度に応じたグループホームをバランスよく整備することが求められます。

#### (15) 通所施設・入所施設

- 施設が少ない。入所待ちが続くと家族はどんどん疲弊する。
- 身体障がい者の日中活動の場や短期入所先の確保が必要ではないか。
- 医療的ケア児の受入れが可能な短期入所施設が非常に少ない。特に看護師の配置が困難。
- 短期入所事業について、市内には一定数の事業所数と定員数があるものの、利用者からは利便性の悪さを指摘する声が多いように感じている。事業所と利用者双

方の事情の違いがあると思われるが、市内にある短期入所事業の支援が効果的に活用されるための対策検討に取り組んでほしい。

#### (16) 地域生活支援事業

- 移動支援の充実を。個々のニーズに合わせた利用について、柔軟な対応ができるといい。
- 障がいのある方の通勤や通学の際の移動の支援ニーズは少なくないと感じている。当事者や通勤通学先の事情に応じて、柔軟に支援やサービスが提供されるように取り組んでほしい。
- 重症心身障がいのある方や医療的ケアが必要な方の移動に当たっては、福祉車両の配車や看護職員の同行等が必要なことから、移動に際する支援の提供が困難になりやすい。支援サービスを提供する事業所に対して、車両や人材の配置に対する公的支援の検討に取り組んでほしい。

#### (17) 医療

- 自分の住む地域にてんかんの専門医がない、遠くて通えない。車を運転できず、患者と母だけでは連れて行けない。
- 失語症者は、これまで、医療分野でのリハビリが終了した後は、地域で行政等からの支援を受けることはほとんどなく、家族がすべての支援を担っている。
- 医療機関との連携の強化が必要。

#### (18) 児童への支援

- 知的障がいを伴う自閉症児に対しては、学校教育や放課後の過ごし方などの面で支援を受けることができているが、知的な遅れがない児童は、つらい学校生活を送っている。障がい特性の理解が得られ、一人ひとりが安心して学べる環境の整備が必要。
- 発達障害者支援センターの福祉圏域又は市町村レベルでの設置。
- 仕事があるために特別支援学校への登下校の送り迎えが難しいと保護者から相談されたが、福祉サービスがなかなか見つからず、やっと見つかれば保護者が連絡するのみというところまで来たが、最終的に保護者が連絡できずに流れてしまった。このような手続を実働する機関や人材が不足している。

- 保護者の養育能力に課題がある。
- 保護者の養育力、養育状況の把握や支援。保護者も障がいがあり、何らかの支援が必要な状況でも、本人からはその意識があまりなく、発信できない状況等。
- 明らかに発達に課題があるにもかかわらず、保護者が発達センターや特別支援学校、医療機関などにつながりたがらないケースがある。例えば、医療的ケアを要するお子さんでも、知的にはボーダーであり、本来なら早期発見・早期療育でスマイルプランにつなげていくことが望ましいと保育士や関係者が感じていても、保護者の受容が難しい。
- 国は、障がい児支援の理念として「インクルージョンの推進と合理的配慮」を挙げていて、現在では社会全体で概ね共感、共有される理念となっていると思う。その理念の実現のためには、障がいの有無で支援を切り分けるのではなく、子ども世代を包括した支援体制を整備することが必要。市川市における地域の子ども世代包括型の支援体制の整備を目指してほしい。
- 子育て支援施策である「子育て世代包括支援センター」「利用者支援事業」と、障がい児支援施策である「児童発達支援センター」「障害児相談支援事業」との連携体制を整備する具体的な取組に着手してほしい。国の在り方検討会では、子育て支援施策との連携体制によるワンストップ体制の整備と、障がい児支援施策の役割強化（専門化）を提案している。
- 障害のある子の早期診断（発見）については、専門家の間にも多様な意見があり、技術的にも制約がある。まずは、障がいの有無にかかわらず、子育てにおける困りごとの早期発見と早期対応のための体制整備に取り組んでほしい。
- 支援が必要な子どもの地域課題について、子育て支援施策と障がい児支援施策が共有し協働して対応していく体制が必要。子ども子育て会議と自立支援協議会子ども部会の連携強化と活性化に向けた取組に着手してほしい。
- 子ども食堂が増加する一方で、様々な課題も指摘され始めている。子ども食堂を利用する子どもの中に、障がいがある等の支援が必要な子どもが発見された際には、スムーズに必要な支援につながるためのネットワーク作りや体制整備に取り組んでほしい。
- 国では放課後保育クラブでの放課後等デイサービスの事業設置を促進するための施策を整備している。放課後保育クラブには、障がいのある子どもや支援が必

- 要な子ども、放課後等デイサービスを併用する子どもが在籍していることから、放課後保育クラブの受入れ体制の拡充を図るための施策活用を検討してほしい。
- 障がいの有無にかかわらず、親同士の支え合う関係が希薄になってきている印象がある。親同士の交流機会やピアカウンセリング等が提供されるための体制整備に取り組んでほしい。
  - 帰国子女の子や外国籍の子等、日本語が不自由な子どもや家族が増えている印象がある。日本語が不自由であることが、子どもと家族の二次的な障がいに至らないようにするための支援体制を整備してほしい。
  - 児童養護施設や児童自立支援施設には相当数の障がいのある子が入所していることが報告されている。施設入所している子どもは、18歳を過ぎて施設を退所すると、保護者が居住する住所地がその子どもの福祉の実施主体となるが、施設退所後の生活作りにおいて家族の協力を得にくいケースも多いので、施設を退所した後に円滑に地域生活に移行できるための体制整備をしてほしい。
  - 福祉型障がい児入所施設には、18歳を過ぎた子どもが入所期間を延長できる経過的な措置があったが、今のところ令和3年3月をもって終了となる見込み。障がい児入所施設の子どもの家庭復帰は困難な場合がほとんどなので、施設退所後のスムーズな地域生活への移行ができるための体制整備に取り組んでほしい。
  - 子どもが施設に在所している時点から、市川市と児童相談所と入所先施設との定期的な情報交換等の場を設置する等により、市が施設入所児の状況を継続的に把握しながら、施設退所時の移行期支援がスムーズに提供されるための体制整備に取り組んでほしい。
  - 国の在り方検討会では、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備を提案している。市内の児童発達支援センター4施設の連携体制を強化した上で、地域における重層的な支援体制作りに取り組んでほしい。
  - 市川市子ども子育て事業計画では、学齢期の相談機関としてCASへの斡旋をあげているが、CASの実態をふまえると現実的な手段ではないと思われる。地域における現実的な支援体制の整備に取り組んでほしい。
  - 障がいのある学齢期の子どもの相談は、就学や教育に関するだけでなく、発達や生活に関する専門的な相談援助の提供も必要。市川市こども発達センター等における学齢期の総合相談や発達相談の体制整備と拡充に取り組んでほしい。

- 保育所等訪問支援に対する潜在的なニーズは高いと思われるが、地域全体としての活用が図られていない印象がある。保育所等訪問支援を提供する事業所を拡充してニーズに対する応諾体制を整備するとともに、訪問先の特定教育保育施設等への制度理解と支援の受入れ体制の整備に取り組んでほしい。
- 障がい児通所支援事業所の増加と多様化により、子どもや保護者の選択肢は増えているが、事業所間の支援の質のばらつきが顕著になりつつある。障がい児支援連絡会等の取組や障害児相談支援の体制整備等を通じて、地域として事業所の支援の質の向上と適切な利用支援の体制整備に取り組んでほしい。
- 障がい児支援における本人中心の支援の提供に当たっては、子ども本人の気持ちや意見の表出と確認のための支援が重要であり、必要に応じて保護者や家族の希望や要望との調整も必要になる。障がい児の支援に関わる各施設・事業所において、それらが適切に実施されるための相談機能の整備に取り組んでほしい。
- 障がいのある子の家族支援について、各障がい児通所支援事業所の相談機能の整備に向けて取り組んでほしい。また、一事業所における家族支援が難しいケースに対応できる地域としての支援体制の整備に取り組んでほしい。
- 視聴覚に障がいのある子どもの支援について、身近な地域における相談と支援の体制整備に取り組んでほしい。また、教育と福祉の連携促進にも取り組んでほしい。
- 数年前にライフサポートファイルが整備された。障がいのある子どもの世帯での利用が更に促進されるように取り組んでほしい。また、特定教育保育施設や学校、障害福祉サービスの提供事業所等での活用に取り組んでほしい。
- 障がい児通所支援事業所が増えてきているが、新規に設立された法人やフランチャイズ制度による事業所等の地域に馴染みのない事業者が増えてきている。事業者同士のネットワーク作りだけでなく、行政担当者とのネットワーク作りにも取り組むことで、地域全体の官民協働の連携体制の整備に取り組んでほしい。
- 自立支援協議会こども部会、障がい児支援連絡会、医ケア児連絡会等の活動の活性化に取り組んでほしい。
- 特別支援学校の生徒数が増加していて、校内が人で過密化している状況があるように感じている。特別な支援や配慮を必要とする子ども達が、落ち着いた環境で授業や生活に参加できるような環境整備を進めてほしい。

- 障がいのある子と家族が、身近な地域で安心して就園や就学ができるような、就学体制と教育体制の整備と拡充に取り組んでほしい。肢体不自由や医療的ケアが必要な子どもに対する就学体制の整備に取り組んでほしい。
- 市川市立の小中学校では「すまいるプラン」が利用できるようになっているが、学校や教員によりプランの取扱いに差違があるようなので、就学期間中の効果的な活用に取り組んでほしい。
- 特別支援学級の生徒に対する交流教育の機会の提供状況について、学校による相違があるように感じている。特別な支援や配慮が必要な子どもにとって、交流教育の場は個別のニーズに応じた教育支援として大切なものと思われる。子ども一人ひとりの状態に応じて適切に交流教育が提供できる体制整備に取り組んでほしい。
- 通常学級に障がいのある子どもや支援が必要な子どもが一定の割合で在籍していることが報告されている。それらの子どもが適切に教育を提供され、安心して学校生活を継続できるための体制整備に取り組んでほしい。
- 学校教育における ICT 技術の活用に積極的に取り組んでほしい。従来より特別支援教育における有用性は報告されていたが、今般のコロナ対策においても具体的な効果が報告されている。市内の一部の学校では先んじて導入しているようだが、今後は市内全校を対象にした取組を進めてほしい。
- 特別支援教育担当者を含めた幼稚園・こども園・学校関係者に対して、子育て支援施策や障がい児支援施策に関する理解と周知を図る取組を、具体的な成果が目に見えるかたちでしてほしい。
- 教育基本法は、幼児期教育や就学前教育の重要性に言及している。肢体不自由や医療的ケアが必要な子どもであっても、身近な地域で幼児教育が提供されるための体制整備を進めてほしい。また、特別な支援や配慮を必要とする子どもの増加傾向も明らかになっているので、幼稚園・こども園における特別支援教育の提供体制の整備に取り組んでほしい。
- 特定教育保育施設に就園した障がいのある子等が、本人や保護者が「望まぬ退園」を選ばざるを得ないケースが毎年散見されている。特定教育保育施設における就園前のアセスメント体制や退園時の移行期支援の体制等の整備を促してほしい。

- 看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教員以外の専門職の採用を図り、生徒の多様なニーズに対応できる教員を含めた専門職によるチーム支援の体制整備に取り組んでほしい。
- 障がいの有無にかかわらず、子どもの放課後生活のあり方が、児童の健全育成にとって重要であると言われている。子どもにとっては、学校・放課後児童クラブ・放課後等デイサービス・家庭が一体的な生活の場であることを踏まえ、関係機関が相互に協力し連携し合える体制整備に取り組んでほしい。
- 小学校と中学校における福祉教育を拡充してほしい。学校では職場体験学習を実施していますが、低学年のうちから定期的な介護体験やボランティア活動等の体験学習にも取り組めるようにしてほしい。
- 帰国子女や外国籍の子等が、日本語が不自由なことにより、特別支援学級等へ就学しなくてはならない事態が報道されている。日本語教育の体制整備を含めて、子どもの適切な就学に必要な体制整備に取り組んでほしい。
- 障がいのある高校生の職業教育や就労指導に関して、学校の進路指導と福祉の就労支援がばらばらに実施されている印象がある。障がいのある高校生のキャリア教育と進路支援に関する教育と福祉の一層の連携を図ってほしい。
- 特別支援学校の進路指導等に当たり、特別支援学校の生徒の卒業後の生活には、福祉サービス等の利用が必要になることが少なくないので、在学中の進路選択に関する相談段階からの学校と福祉機関との連携体制を強化してほしい。
- 学習意欲のある障がいのある人が、学校教育修了後も自由に教育機会を得られるよう、生涯教育の場の整備と合理的配慮の整備等に取り組んでほしい。
- 発達障害者の増加傾向が指摘されていて、本人、家族、地域に対する総合的な支援体制が必要とされている。身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援が提供されるための体制整備に取り組んでほしい。
- 第2期市川市子ども子育て支援事業計画の中では、いちかわハートフルプランとの整合・連携に関する記載があるが、障がいのある子どもに関する地域課題の検証が不十分なので、第2期障害児福祉計画の中で必要とされる取組計画を策定してほしい。
- 第2期市川市子ども子育て支援事業計画では、「障がい児施策の充実等」については公立機関が実質的な中核機関となり体制整備を進めていくとして、公立機関の受入れ見込み数を数値目標としているが、地域課題の把握と整理が不十分だと



思われる。第2期障害児福祉計画の策定に当たっては、障がいのある子どもの地域支援体制のあり方を踏まえた計画策定に取り組んでほしい。

- 第2期市川市子ども子育て支援事業計画では、「障がい児施策等の充実」の中に「障がい児本人の最善の利益保障」や「障がい児を育てる家族の支援」に関する言及がほとんどないので、第2期障害児福祉計画の策定においてはそれらに対する具体的な計画策定に取り組んでほしい。
- 第2期市川市子ども子育て支援事業計画では、「障がい児施策等の充実」の冒頭で、就学前の支援を市川市こども発達センターが、就学後の支援は教育委員会がそれぞれ中心となって各種施策を実施していくとしている。しかし、障がいのある子どものニーズは多様であり学齢期の子育て支援も大切であること、発達支援と教育支援は補完し合うものではあるが相互に代替できるものではないことから、年齢による切分けではなく、子どもと家族のニーズに応じた援助体制の整備に取り組んでほしい。
- 次期市川市子ども子育て支援事業計画の策定に向けて、地域で暮らす障がいのある子どもと家族の要望とニーズが反映されるように、市川市子ども子育て会議の委員として、障がい児分野の学識経験者や障がい児支援等の事業者、障がい児の家族等が参加できるようにしてほしい。

<総括>

児童支援は家庭支援の視点が重要と考える意見が多く見られます。子どもの成長に応じた継続的な支援体制を、子育て、障がい児支援の垣根を越えて構築することが必要性が指摘されています。

## (19) 財政

- 今後、高齢者福祉にお金がかかることは十分理解しているが、障がい者福祉に（少なくとも）現状維持で予算をつけていただければと思う。
- 福祉事業所の家賃補助を当初の基準まで復活して頂けると大変助かる。
- 相談事業所が独立して運営できるように、何か良い方策を（具体的に）教えていただければと思う。
- 上記3点は、今後も利用者に手厚いサービスを継続するために必要なことと考える。

(20) その他

- 計画に問題点は多く書かれているがそれを解決するためのはっきりとした手段が明記されていない。例えばこの事業に予算をつけるなどという分かりやすいものがあってもいいのではないか。
- グループホームの整備促進など具体的なことの明記が必要ではないか。
- 計画相談への事業者参入の働きかけについて具体的な明記が必要ではないか。


## 第7節 まとめ

ここまでの内容を踏まえ、第4次いちかわハートフルプランの策定に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

以下の6項目は、「第2部 市川市障害者計画」の中で、市が今回の計画年度において特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）とします。

	概要
(1) 災害や感染症の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大地震のリスクはもちろん、近年は台風の被害も大きくなってきており、さらに最近では新型コロナウイルスの感染拡大の影響も多大にありました。</li> <li>○高齢者や障がい者は、自然災害等の被害を受けやすい傾向があります。これらの対策には、自治体、事業者、市民等が協働して取り組んでいく必要があります。</li> </ul>
(2) 障がい者やその家族の高齢化への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かねてより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」への備えは、大きな課題となっています。</li> <li>○本市では令和2年度より「地域生活支援拠点等整備事業」を開始しますが、障がい者等が地域で安心して生活を続けられるよう、引き続き障がい者やその家族の高齢化への対応の取組を進めていきます。</li> </ul>
(3) 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○この計画の期間中の令和3年度には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、国は、この大会を契機とする共生社会の実現に向けて「心のバリアフリー」を推進していくとしています。</li> <li>○平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されていますが、障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供は、共生社会の実現に向けてますます重要となっています。</li> <li>○また、障がい者が自らの能力を十分に発揮して就労する</li> </ul>

	<p>ためにも、雇用者の従業者に対する障がい特性の理解や合理的配慮の提供が求められ、こうした理解や配慮は障がい者等の権利擁護にもつながります。これらの点を念頭に、必要な取組を進めます。</p>
(4) 支援人材の確保と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口減少と少子化、高齢化が進むにつれ、高齢者や障がい者を支援する人材の不足は年々顕在化してきており、人材の確保と質の向上はますます重要になっています。</li> <li>○地方公共団体の中でも市町村は、住民に最も近い立場にあります。多くの方が福祉の仕事にやりがいを見出し、スキルアップを図りつつ、一定の収入も確保できるよう、取り組んでいきます。</li> </ul>
(5) 相談支援・権利擁護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本市は業務委託により平成 29 年度から基幹相談支援センター「えくる」を大洲、行徳の 2 箇所に開設していますが、えくるの相談件数は年々増加してきています。</li> <li>○市民にとって分かりやすく、支援する側にとっても業務を行いやすい相談支援体制の構築に向けて、検討を進めていきます。</li> <li>○また、障がい者の権利擁護のため、障がい者虐待への対応や成年後見制度の利用支援に関する取組も進めていきます。</li> </ul>
(6) 地域における生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者等の重度化・高齢化とも関連しますが、障がい者等の地域での生活の支援のため、グループホームや入所施設を充実させていくことが必要です。</li> <li>○また、医学の進歩を背景として、医療的ケア児の数が増加しており、医療的ケア児への対応が可能な短期入所施設等の整備を求める声も大きくなってきているなど、医療との連携も課題となっています。</li> <li>○誰もが地域の中で安心して生活を送ることができるよう、必要な取組を進めていきます。</li> </ul>



第2部  
市川市障害者計画

# 第1章 理念等

## 第1節 理念

### 「このまちで共に生きる」

－多様性を認め合う、自ら選択・決定する－

私たちは、障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、それぞれ異なる性別、文化、歴史、背景や経験を持つ市民同士が一人ひとりの多様性を尊重し、共に支えあい、認め合う社会を実現します。

障がいのある人にもない人にも、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営む権利があります。

全ての場面において、障がいのある人の参加の権利を確保し、一人ひとりが地域社会の一員としての役割を担うことのできる社会づくりを推進するために、都市、制度、文化、情報、意識などのあらゆる面で障がいのある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させる必要があります。

本計画では、最も基本となる理念を「このまちで共に生きる」と定め、計画を推進します。

## 第2節 将来像

「市川市総合計画」の基本構想では、「まちづくりの基本理念」において、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、全ての人を認め合う「人間尊重」を基本としており、また、「将来都市像」を「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定めています。

これを踏まえ、本計画の理念である「このまちで共に生きる」を実現できる地域社会を作る上で、次のとおり将来像を定めます。

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、  
安心して暮らせるまち」

－全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して－

## 第3節 基本目標

第1部「総論」で述べた現状と諸課題を踏まえ、将来像の実現に向けた基本目標を次のように定めます。

### ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

全ての障がいのある人がその人らしい暮らしを実現できるよう、制度や仕組の相互の連携の強化とともに、障がいの特性やライフスタイル、さらには本人や家族の高齢化への対応をも踏まえ、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないきめ細かなサービスを展開します。また、その上で、障がいのある人自らの教育や就労の機会の積極的な活用を促進します。

### ② 誰にとっても安心なまちの実現

道路や建物、交通機関の更なるバリアフリー化、災害時の支援体制の整備などを通じて、全ての市民が安全で快適に過ごせるユニバーサルなまちづくりを進めます。また、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう、住居の確保に係る公的なセーフティネットの整備や身近な医療機能の充実、相談体制の整備、分かりやすい情報の提供に努めます。

### ③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

地域や職場における障がいに対する理解を深めながら、人々のつながりを促進します。また、全ての人々が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場の一員として、互いに支え合う社会の実現を目指します。



## 第4節 施策推進の方向

基本目標の実現に向け、次のような分野別の方向に沿って施策を推進します。

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

## 第5節 各施策に共通する横断的視点

前節に定める各施策を推進する上で、各施策に共通する横断的視点を次のように定めます。

### ① 障がいのある人等の意見の尊重と障がいのある人自らの意思決定の支援

障がいのある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であることを踏まえ、障がい者施策の策定・実施に当たっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聞き、尊重します。

また、障がいのある人が合理的配慮により自らの意思を選択・決定し、その意思を表明できるように、相談支援・権利擁護体制の充実による意思決定の支援と、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

### ② 障がいのある人を中心とした総合的な支援

障がいのある人が各ライフステージを通じて、適切な支援が受けられるよう、保健・医療、教育、福祉、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。支援に当たっては、その人らしい暮らしの実現の観点に立って行うよう留意します。

### ③ 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策の実施に当たっては、性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、きめ細かく対応します。

また、様々な障がいの特性等について、より一層の理解が進むよう周知・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

### ④ アクセシビリティの向上

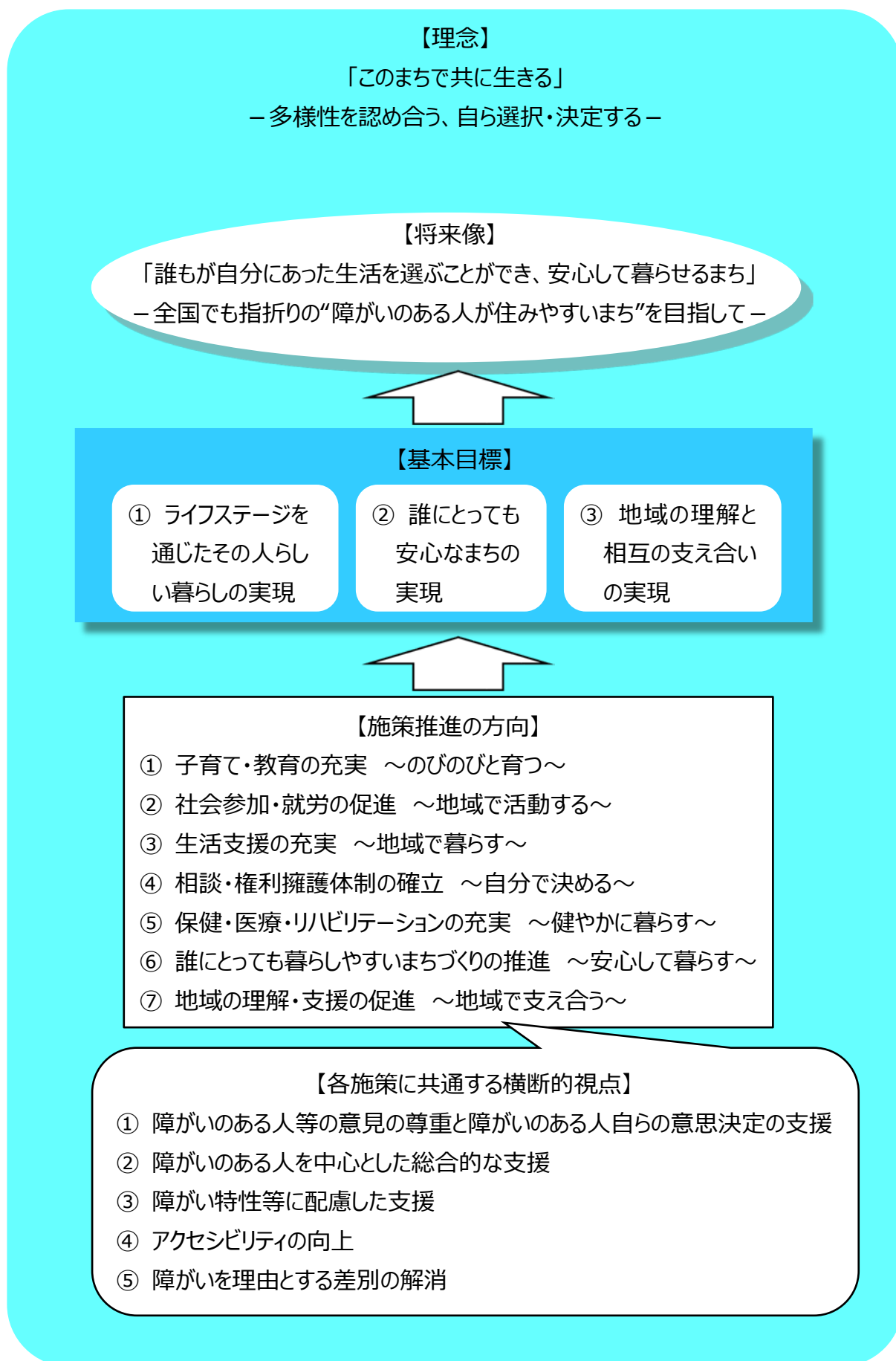
障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト・ハード両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、様々な情報やサービス等に関する利用しやすさを示すアクセシビリティの向上を図ります。

あわせて、社会全体のユニバーサル化を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業、市民団体等の民間団体の取組を積極的に支援します。

⑤ 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別は、障がいのある人のその人らしい暮らしの実現に深刻な影響を与えるものであるため、障害者差別解消法や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障がい者団体を始めとする様々な団体との連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

## 第6節 理念等の構造



## 第2章 具体的な施策

★ = 重点施策

【将来像】「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」  
- 全国でも指折りの“障がいのある人が住みやすいまち”を目指して -

【基本目標】 ① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現  
② 誰にとっても安心なまちの実現  
③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

第1節 子育て・教育の充実  
～のびのびと育つ～

第1項 子育て支援

第2項 学校教育

第2節 社会参加・就労の促進  
～地域で活動する～

第1項 生涯学習

第2項 スポーツ・レクリエーション・文化芸術

第3項 就労支援・雇用促進

第3節 生活支援の充実  
～地域で暮らす～

第1項 障がい者やその家族の高齢化への対応 ★

第2項 地域における生活の支援 ★

第3項 コミュニケーション支援

第4節 相談・権利擁護体制の確立  
～自分で決める～ ★

第1項 相談

第2項 権利擁護

第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実  
～健やかに暮らす～

第1項 健康づくり・予防

第2項 医療・リハビリテーション

第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進  
～安心して暮らす～

第1項 災害や感染症の対策 ★

第2項 福祉のまちづくり

第3項 居住環境の整備

第7節 地域の理解・支援の促進  
～地域で支え合う～

第1項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供 ★

第2項 支援人材の確保と質の向上 ★

第3項 ネットワーク形成

## 第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

### 第1項 子育て支援

#### (1) 現況と課題

- 発達に様々な課題のある子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な支援を受け、最善の利益を考慮されることが必要です。地域での健やかな成長を支援するためには、子どもの成長に応じ、障がい特性に基づく一貫した支援を行うことが重要です。
  
- こども発達相談室の相談件数は年々増加しており、相談内容としては、発達障がいに関する相談が全体の過半数を占めている状況です。
  
- 発達障がい児の早期発見・早期支援、また虐待を未然に防ぐためには、保護者等への支援が重要となります。保護者等が子どもの障がい特性を理解し、必要な知識を深め、子育て力を高められるような支援体制の充実を図る必要があります。
  
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスなどの事業所数は増加していますが、各事業所の支援の質や保護者支援の向上が課題となっています。また保育園や幼稚園、放課後保育クラブを利用しながらサービスを利用する子どもが増えていることから、保健医療、子育て・家庭支援分野、教育分野と連携を強化し、地域で成長する子どもの視点で課題を確認し、支援を考えていくことが大切です。
  
- 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たっては、人数やニーズを把握し、市内の支援体制の現状を確認する必要があります。
  
- 医療的ケア児の支援に関わるコーディネーターについては、設置場所や配置人数等について市川市自立支援協議会で協議していきます。

○障害児相談支援については、セルフプランによりサービスを利用する方が過半数となっているため、セルフプランを作成する保護者等への支援を丁寧に行うとともに、相談支援体制のさらなる強化、充実に向けた検討を行うことが必要です。

## (2) 施策の基本方針

子どもの発達に心配を抱える保護者に対し、きめ細やかな対応ができるよう子育て支援の充実を図るとともに、地域社会で子どもたちが障がい特性に合わせた支援を受けて成長していけるよう、一貫した支援体制の充実を図ります。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名 (担当課)	保育園巡回相談事業	発達支援課		
事業概要	民間の保育園を巡回し、障がい児に対しての適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	保育園巡回件数			
	現況	目標		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
乳幼児健康診査事業	健康支援課	1歳6か月児・3歳児健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、精神的・身体的発育発達、基本的な生活習慣、歯科衛生など多角的な健診を行い、さらに聴覚障がいを含む難聴児の支援のため、新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組等、乳幼児の健全な発育・発達を促します。
ライフサポートファイル活用事業	発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとしてライフサポートファイルを活用していきます。

地域職員への 研修事業	発達支援課	保育園、幼稚園、学校、保育クラブ、相談支援事業所、医療従事者等の職員に向けて、支援の質の向上を図るため、聴覚障がいを含む障がい児の特性理解についての研修を行います。
ペアレントプログラム	発達支援課	発達に課題のある子どもの子育てについて学ぶ研修を行います。



## 第2項 学校教育

### (1) 現況と課題

○これまで本市では、様々な人々が個性を認め合い、生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、福祉教育や障がい理解教育の推進や、一人ひとりの個性を伸ばし、可能性を広げる学びを進められるよう、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図るなど、様々な施策を進めてきました。

○本市の特別支援教育では、ニーズに応じて、通級指導教室や特別支援学級を開設し、それぞれ子どもの学びの環境を整えるとともに、一人ひとりの抱える困難や課題を把握し、発達段階に応じた組織的・継続的な指導や支援を推進しています。また、通常学級においても、特別支援教育の視点を生かした適切な指導や支援がより充実したものになるよう、教職員の研修等を実施し、指導力向上を図っています。

○各学校では、全ての子どもにとって「わかる授業」を目指すよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教室環境づくり、授業づくりを進めています。また、支援が必要な子ども一人ひとりの実態に応じた適切な教育が行えるよう、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）や個別の指導計画の活用を進めています。特に、市川スマイルプランについては、保護者に対し今後も周知に努めていきます。

○多様なニーズに対応できるよう、柔軟で連続した就学支援体制の構築を図るとともに、就学後のフォローアップ体制の充実にも努めていきます。

○学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症スペクトラム障がいなど、多種多様な教育的ニーズに対応できるよう、障がい特性に応じた教育を行うことのできる専門職員の育成・確保が必要となります。

## (2) 施策の基本方針

障がいの有無に関わらず、すべての子どもが「自分らしく」学び「自分らしく」社会参加をしていくために、特別支援教育を充実するとともに、障がい理解教育の積極的な推進により、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育のシステム構築に向けた教育を進めます。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名 (担当課)	特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第2期後期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない幼児・児童・生徒であって市川スマイルプランの作成が必要と認めるものの市川スマイルプラン作成率			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	85%	85%	85%	85%

### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
市川市特別支援連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障がいのある幼児、児童、生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。

## 第 2 節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

### 第 1 項 生涯学習

#### (1) 現況と課題

- 障がい者が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、福祉、教育、スポーツ、労働等の施策を連動させながら支援していくことが重要です。
- 障害者の権利に関する条約第 24 条には、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（インクルーシブ教育システム）及び生涯学習を確保する」ことが明記されています。
- 文部科学省は、平成 30 年 3 月から、「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」を開催し、全 16 回にわたり 14 名の委員が議論に加わり、「障害者の生涯学習の推進方策について－誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指して－（報告）」をまとめました。
- この報告書では、持続可能な開発目標（SDGs）の観点からも、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されていることから、障がい者の生涯学習について考えることは重要とされています。また、障がい者の生涯学習推進において特に重視すべき視点として、①本人の主体的な学びの重視、②学校教育から卒業後における学びへの接続の円滑化、③福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化、④障害に関する社会全体の理解の向上を挙げています。
- 障がい者の生涯学習に資することとして、令和元年 6 月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されています。この法律は、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することで、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するとしています。

## (2) 施策の基本方針

学校卒業後の障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、これを通じて障がい者の地域や社会への参加を促進し、共生社会の実現につなげていきます。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名 (担当課)	市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	市が主催する講座や講演会等において、手話通訳や要約筆記、車椅子席等の合理的配慮を図るよう、庁内に働きかけます。			
指標等	手話通訳・要約筆記の派遣件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
図書館の障がい者資料製作・収集事業	生涯学習部 中央図書館	資料変換奉仕者との連携・協力体制を引き続き維持し、点字図書や音訳図書並びに布の絵本・おもちゃなど、障がい者資料の充実を図るとともに、市販の障がい者資料の収集も検討します。

## 第2項 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

### (1) 現況と課題

- スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動は、健康づくりや生きがいづくりのほか、障がい者本人の社会性の形成・維持にも役立ちます。
  
- これらの活動への参加により、コミュニケーションの機会が増えるとともに、知人や友人が増えることで、生活を支え合う地域体制づくりにもつながります。また、これらの活動に取り組み楽しんでいる姿は、障がいに対する理解の向上にもつながるものと考えられます。
  
- 障がい者による文化芸術活動については、近年の障がい福祉分野と文化芸術分野双方からの機運の高まりにより、平成30年6月13日に、議員立法による「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」が公布、施行されました。
  
- 本市では、障がい者軽スポーツ教室、俳句やコーラスなどの文化講座を開催していますが、参加者数は多いとは言えず、指導する人材の確保も課題となっています。

### (2) 施策の基本方針

障がいの有無や種類に関わらず、気軽にスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動に参加できる機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいづくりを促進します。また、公共スポーツ・レクリエーション施設のバリアフリー化などを進め、利便性の向上を図るよう努めていきます。

### (3) 施策の内容

#### <重点事業>

事業名 (担当課)	障がい者スポーツ事業	文化スポーツ部 スポーツ課		
事業概要	障がいのある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進をはかります。			
指標等	障がい者軽スポーツ教室への参加人数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	32人	100人	100人	100人

#### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
障がい者文化講座	福祉部 障がい者支援課	障がい者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。

### 第3項 就労支援・雇用促進

#### (1) 現況と課題

- これまで、本市では、市内の企業や障害福祉サービス事業者等への働きかけにより障がい者の就労の場の確保に努め、また、相談、職場実習、就労後のアフターケア等により障がい者の就労の総合的な支援を進めてきました。
- 就労は、障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むために重要ですが、それは、必ずしも経済面だけではなく、働くこと自体や、地域や社会の中における役割を実感できるという面においても重要です。
- 本市では、障がい者就労支援センター「アクセス」を平成12年に開設し、障がい者の就労の支援に積極的に取り組んできましたが、職場への定着に向けての支援や生活面の支援については、なお多くの課題があります。また、雇用する側の障がい特性についての理解不足から、本人にとって無理がある仕事をさせてしまったり、就労先で対人関係に悩んだりするといった問題もあります。
- また、就労支援において、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要です（平成24年4月11日付障発0411第4厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）。千葉県では、千葉県工賃（賃金）向上計画を策定し、障がい者の自立の支援のために工賃（賃金）の向上を図っています。また、対象となる事業所においては、国・県の方針を踏まえ、工賃（賃金）額の目標値を含んだ計画を策定し、工賃（賃金）の向上に取り組むこととなっています。なお、就労継続支援B型事業所の全国平均工賃は、平成18年度の12,222円から毎年上昇し、平成30年度は16,118円となっています。
- 平成30年度からは、障害者総合支援法の訓練等給付費の支給対象に「就労定着支援」が加わりました。これにより、就労移行支援等を受けて通常の事業所に新

たに雇用された障がい者につき、一定期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な相談、指導、助言その他の必要な支援を行うようになっていきます。

- 平成 25 年には障害者優先調達推進法が施行されたことで、本市では調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めているところです。

## (2) 施策の基本方針

平成 30 年度から新たに就労定着支援が障害福祉サービスに加わるなど、障害者総合支援法における就労支援は拡充されてきています。本市では、市独自の事業として障がい者就労支援センター「アクセス」を設置して障がい者の就労を支援してきていますが、県の障害者就業・生活支援センター事業との連携を図りながら、今後も障がい者の就労の支援を推進します。また、障害者優先調達推進法に基づいて引き続き障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めます。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名 (担当課)	就労支援に関わる研修	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	市川市自立支援協議会就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。			
指標等	開催回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	未実施	実施	実施	実施



事業名 (担当課)	優先調達推進事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者優先調達法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達を図ります。			
指標等	調達件数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	15件	16件	16件	16件

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
チャレンジドオフィスいちかわ	総務部人事課 生涯学習部教育総務課	働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障がい者を、一定期間、本市の会計年度任用職員として採用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。
雇用促進事業 (障がい者就労支援)	経済部 商工業振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用促進奨励金 市内に居住する障がい者、重度障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障がい者に係る雇用機会の拡大を図ります。</li> <li>・職場実習奨励金 市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。</li> <li>・障がい者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と本市との共催により、企業と障がい者の個別面接による「障がい者就職面接会」を開催します。</li> </ul>

## 第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

### 第1項 障がい者やその家族の高齢化への対応（重点施策）

#### (1) 現況と課題

- かねてより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」の備えは、大きな課題となっています。
- 国では、障がい者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の整備を進めるものとして、「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から実施しました。
- その後、国は「地域生活支援拠点等の整備促進について」を平成29年7月に発出し、整備に向けた留意点等を取りまとめました。
- 本市では、「地域生活支援拠点等ワーキンググループ」において、地域生活支援拠点等の整備に関する議論を行い、本市では「面的な体制」（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）を整備することとして、まずは「相談」と「緊急時の受入れ・対応」の機能を優先的に整備することとしました。

#### (2) 施策の基本方針

地域生活支援拠点等の整備を進めることにより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進め、障がい者等の地域における生活の安心感を担保し、地域での生活を支援します。

### (3) 施策の内容

#### <重点事業>

事業名 (担当課)	地域生活支援拠点等整備事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築していきます。			
指標等	緊急時対応等登録者数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	—			

## 第 2 項 地域における生活の支援（重点施策）

### (1) 現況と課題

- 障がい者が地域で生活を続けていくためには、障害福祉サービスの提供体制の確保が必要です。そのため、本市ではこれまで、ホームヘルプサービスの充実、日中活動の場の確保、グループホーム等の居住の場の整備等を進めてきました。
- 障がい者等の地域での生活の支援のためには、障がい者等やその家族等の高齢化も考慮し、グループホームや入所施設を充実させていくことも必要です。
- 本市内にあるグループホームは、平成 29 年度末は 13 事業所（総定員 172 人）、平成 30 年度末は 15 事業所（総定員 187 人）、令和元年度末は 17 事業所（総定員 209 人）と増加傾向にあります。障がい者団体からの意見でも、重度の障がいの方向けのグループホームが未だに少ないという声がありました。
- また、医療的ケアを必要とする障がい者等の地域での生活を支えるため、専門的な技能を有した支援者の確保や、医療的ケアに対応できる施設の整備も課題となっています。
- 医療的ケアを要する方の数は、年々増加しており、平成 30 年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」報告によると、平成 29 年の医療的ケア児数の推計値は 18,951 人で、平成 17 年の 9,987 人に比べて 2 倍近くになっています。
- 障がい者団体からの意見でも、医療的ケア児の受入れが可能な短期入所施設の整備を求める声が多くあり、そのための看護師等の人材の確保も課題となっています。
- 障害福祉サービスや障害児通所支援などの種類ごとの必要量等に関することは、後述の「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」に記載しま

す。

## (2) 施策の基本方針

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児通所支援とともに、障がい者又は障がい児の地域での生活の支援に資する事業を実施していきます。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名 (担当課)	障害者グループホーム等入居者 家賃助成	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がい者の福祉の増進に資するため、グループホーム等に入居する障がい者に対して、家賃負担の一部を助成します。			
指標等	受給者数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	191人	197人	200人	203人

### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
精神障がい等に関する講演会・研修会	福祉部 障がい者支援課	理解が進まず、普及啓発が望まれる精神障がい等について、講演会や研修会を企画・広報し、実施します。
高次脳機能障がい者支援会議	福祉部 障がい者支援課	千葉県が高次脳機能障害支援普及事業として指定した千葉リハビリテーションセンターの職員（支援コーディネーター）を講師アドバイザーとして招き、高次脳機能障がい者の地域生活を支援するため、地域の関係者と困難事例の検討・研究を実施し、効果的な施策について検討します。
福祉タクシー事業	福祉部 障がい者支援課	重度障がい者が会合の出席、医療機関等への通院その他居宅からの外出に福祉タクシーを利用した場合の運賃の一部を助成します（助成限度額あり）。

### 第3項 コミュニケーション支援

#### (1) 現況と課題

○第1部「総論」の「本市の障がい者手帳所持者数」で示したとおり、聴覚又は平衡機能の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方の数は、少しずつ増えています。

○聴覚に障がいがある方の情報入手・コミュニケーション方法としては、補聴器・人工内耳、要約筆記、手話、筆談、代読、福祉機器やパソコン・タブレットの利用、携帯電話（スマートフォン）による方法などがありますが、今後の高齢者数の増加もあることから、要約筆記や手話言語といったコミュニケーション手段は、依然として重要であると思われます。

○この他、聴覚障がい以外にも、視覚に障がいがある方や、失語症の方など、コミュニケーションに困難を抱える様々な方がいます。

#### (2) 施策の基本方針

障がい者等が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むことができるように、コミュニケーションや移動の支援を行っていきます。

#### (3) 施策の内容

##### <重点事業>

事業名（担当課）	失語症会話パートナー派遣事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	失語症会話ボランティア養成講座を修了した失語症会話パートナーと失語症のある方々が公共施設に集まり、コミュニケーションを補いながら社会参加を促進します。また、失語症会話パートナーを高齢者施設等に派遣し、会話の場を提供します。			
指標等	延べ派遣人数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	162人	170人	170人	170人

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
NET119	消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119」の利用登録を行います。

## 第 4 節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

(重点施策)

### 第 1 項 相談

#### (1) 現況と課題

- 障がい者等が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。
- 障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用に当たり、支給決定又は通所給付決定の申請をした方は、市からの求めに応じて、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を提出することになりますが、このとき、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（いわゆる「セルフプラン」）を提出する方が一定数いることの要因としては、計画相談支援又は障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）を提供する体制が十分でないこと等が考えられます。
- また、計画相談支援等の質の向上に関しては、平成 30 年度障害福祉サービス等の報酬改定により、「利用者ごとに丁寧な支援を行うことを可能とするための相談支援専門員一人あたりの標準担当件数の設定」や、「相談支援の質に応じて評価する報酬体系となるよう質の高い相談支援の実施や専門性の高い支援を行うための体制を適切に評価する加算の創設」、「一事業所において相談支援専門員が複数配置され複数の目でサービス等利用計画又は障害児支援利用計画をチェックできる質が高く公正中立な事業所が増加することを狙いとした特定事業所加算の拡充」等が行われ、これによって、「適切な支援の実施や体制整備を図っている事業所において計画相談支援等による独立採算が可能となり新規事業所の増加や既存事業所における相談支援専門員の増員が促進されることで各地域での相談支援体制の充実を図る」とされました（平成 30 年 3 月 30 日付障発 0330 第 1 「計画相談支援等に係る平成 30 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」より引用）。



ただ、依然として、質の向上のための取組は必要との声が市川市自立支援協議会相談支援部会等からあることも事実です。

## (2) 施策の基本方針

市川市自立支援協議会相談支援部会による取組等により、計画相談支援等の質の向上を図ります。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名 (担当課)	相談支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	相談支援に従事する方を対象とした研修を実施すること等により、計画相談支援等の質の向上を図ります。			
指標等	研修等の実施			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
相談支援グループスーパービジョン	福祉部 障がい者支援課	市川市自立支援協議会相談支援部会を受け皿にして、指定特定相談支援事業所が困難や迷いを感じた事例を提出し、相互に助言を行うことで支援の質の向上を図るとともに地域の課題を集約します。
ピアカウンセリング事業	福祉部 障がい者支援課	障がい者がピア（仲間）として障がい者の相談を受け、相談者のエンパワメント（自ら生きる力を獲得すること）を引き出す等により、障がい者の生活を支援します。

## 第 2 項 権利擁護

### (1) 現況と課題

- 障がい者等は、地域における暮らしの中で、多くの権利侵害や差別にあう可能性があります。そのため、学校、事業者、専門機関等の連携を促し、権利擁護のための体制づくりを進める必要があります。
  
- 平成 24 年 10 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に「市川市障害者虐待防止センター」を設置しました。このセンターは、平成 29 年度から、基幹相談支援センター「えくる」内に設置しています。
  
- また、市の委託事業として、平成 25 年 9 月より、市川市社会福祉協議会内に「後見相談担当室」を設置しており、成年後見制度に関する相談や周知啓発を行っています。さらに、平成 28 年度からは市民後見人養成講座を実施し、いわゆる第三者後見（本人の親族以外の者による後見）の充実を図っています。
  
- この他、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、これを受けて、障がい者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を行っています。
  
- 平成 28 年 5 月には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が施行されました。この法律は、成年後見制度の利用の促進について、「成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の理念を踏まえて行われるものとする」、「市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする」等と規定しています（第 3 条）。

## (2) 施策の基本方針

障がい者等の権利侵害の防止に資するよう、研修や会議などを実施します。また、成年後見制度の利用の支援に資する施策を実施していきます。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名（担当課）	成年後見制度利用支援事業	福祉部 障がい者支援課 介護福祉課		
事業概要	知的障がい、精神障がい、認知症等の理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するための啓発活動や相談等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して行います。			
指標等	相談実件数（障がい分） 啓発回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
障害者虐待防止センター	福祉部 障がい者支援課	被害者や家族等が必要な支援を受けられるよう、障害者虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理や初期調査を基幹相談支援センターにて行うとともに、関係機関と連携します。
障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議	福祉部 障がい者支援課	障害者虐待の防止及び障がいを理由とする差別の解消を図るために設置した「障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議」において、地域の関係者を交えて必要な協議を行います。

## 第 5 節 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

### 第 1 項 健康づくり・予防

#### (1) 現況と課題

- 障がいの原因となる生活習慣病の早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活のための取組は、誰にとっても必要なものですが、その方法はライフステージや障がいによって多様です。
  
- 障がい者等の健康管理に関しては、一部の通所施設や入所施設において、健康診断や健康管理の義務があります。その他、障がいがない方と同様に、40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査などがあります。
  - ※ 指定生活介護事業者による健康管理義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 89 条（平成 24 年千葉県条例第 88 号））
  - ※ 指定障害者支援施設等による毎年 2 回以上定期的健康診断の実施の義務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 40 条第 2 項（平成 24 年千葉県条例第 90 号））
  - ※ 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援の事業を行う指定児童発達支援事業者による通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断の実施の義務（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 34 条第 1 項（平成 24 年千葉県条例第 86 号））
  
- その他、政府が策定した「障害者基本計画（第 4 次）」には、「学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、一般国民の心の健康づくり対策を推進する」と書かれており、メンタルヘルス不調者

への適切な支援も重要となっています。

(2) 施策の基本方針

障がい者等の健康の保持・増進に資する事業や、障がい者等の心の健康づくり対策を推進する事業を引き続き実施していきます。

(3) 施策の内容

<重点事業>

事業名 (担当課)	ゲートキーパー養成研修	保健部 保健センター健康支援課		
事業概要	専門職だけでなく民生委員なども含めた市民を対象に、悩んでいる人に関わるあらゆる分野で、自殺につながるサインや状況を早期に発見し、適切な対応を図ることができる人材を育成するための研修会等を実施します。			
指標等	研修の開催回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	4回	3回	3回	3回

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
健康教育事業	保健部 保健センター健康支援課	ライフステージに応じて、保健・栄養・歯科の事業や情報提供を通して健康づくりや病気予防を図ります。

## 第2項 医療・リハビリテーション

### (1) 現況と課題

- 障がい者が地域で暮らしていくには、身近な地域にリハビリテーションを容易に行える体制があり、そこで心身機能を維持・調整していくことが望ましいと言えます。
- 障がい者のリハビリテーションに対する理解や知識、技術のある専門家などの体制が十分に整った医療機関は限られており、そのため、適した医療機関を見つけるまでに時間を要することがあるなど、障がい者が利用しやすいとは言にくい現状があります。
- 特に、重症心身障害児・者にとって、適した医療機関を受診することは重要です。
- また、医療行為を要する障がいを持つ場合は、乳幼児期の母子保健、学齢期の教育、施設入所中の対応など、生活状況やライフステージに応じた医療機関との連携が必要です。
- 後天的に障がいを持つようになった方の場合には、精神面でのリハビリテーションも重要となります。
- 障がい者に対する医療費の助成に関しては、令和2年8月から、重度心身障害者医療費助成制度の対象に新たに精神障がい1級の方が加わりました。今後も状況に応じた適切な助成制度を検討していきます。

### (2) 施策の基本方針

障がい者が心身機能を維持・調整していくためには、医療やリハビリテーションが不可欠なことから、これらを可能な限り身近に利用することができるよう、医療関係者や障害福祉サービス事業者等との連携の強化や、医療費の助成制度など、必要な事業を行っていきます。

### (3) 施策の内容

#### <重点事業>

事業名（担当課）	身体障がい者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障がいのある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回、戸別訪問などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度

#### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
医療的ケアに関する研修	福祉部 障がい者支援課	医療的ケアを要する障がい者（児）に対する支援に関する研修を行い、関係者の意識を高め、知識・技術の向上を図ります。
重度心身障害者医療費助成	福祉部 障がい者支援課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aの1、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

## 第 6 節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

### 第 1 項 災害や感染症の対策（重点施策）

#### (1) 現況と課題

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）以降、大規模地震への備えの必要性は一層高まっており、また、近年では台風や豪雨による被害も甚大になってきています。
- さらに、令和 2 年初め頃からは、新型コロナウイルスによる感染症が拡大するなど、様々な面からの危機管理が必要になってきています。
- 自然災害や感染症では、特に高齢者や障がい者などがその被害を受けやすいとされ、こうした方々への配慮が求められています。
- 今後、災害時の避難所においては、感染症対策としての観点から、避難者が相互に十分な距離を確保することも考えなければならなくなっており、本市の災害対策も根本から見直す必要があります。
- また、避難所においては、ハード面でのバリアフリー整備とともに、避難中の災害情報の提供や移動手段の確保のほか、避難生活が長期化した場合の支援の面でも、障がい者への配慮が必要となります。
- 防犯対策の面では、障がい者の消費者トラブルの防止や、地域における防犯体制の強化も重要です。また、平成 28 年 7 月に発生した障害者支援施設における殺傷事件を踏まえ、厚生労働省から「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」が発出されており、日頃からの設備の整備・点検や、職員研修のほか、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築しておくことも求められています。



## (2) 施策の基本方針

高齢者や障がい者などが特に自然災害や感染症の影響を受けやすいという点を念頭に置き、避難所のバリアフリー整備や障がいに配慮した設備等の設置を促進します。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、障がい者施策だけではなく広範にわたるため、全庁的な対応を今後検討していきます。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名 (担当課)	避難行動要支援者対策事業	福祉部 地域支えあい課		
事業概要	災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。 また、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制を整備します。さらに、平時における地域のつながりを促進します。			
指標等	名簿提供自治（町）会数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	137	前年度+10	前年度+10	前年度+10

<その他の事業>

事業名	担当課	概要
福祉避難所	福祉部	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	危機管理室 地域防災課 福祉部 福祉政策課	災害時に、避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等が速やかに供給されるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と協定を結び、平時から防災啓発事業や防災訓練を実施します。
総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	震災時における「自助」・「共助」・「公助」の連携強化を図ることを目的に、初期消火、応急救護、煙体験などの市民参加・体験型訓練や各学校での防災拠点・避難所運営訓練、関係機関との無線通信訓練を実施します。
NET119	消防局 指令課	聴覚や言語に障がいのある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119」の利用登録を行います。

## 第2項 福祉のまちづくり

### (1) 現況と課題

- 環境のあり方が障がいの大きさに影響を与えているという考え方（いわゆる「社会モデル」の考え方）が、現在の国際的な標準となっており、これは、社会的な障壁を取り除くこと、すなわちバリアフリー化が障がい自体を小さくすることを意味しています。また、バリアフリー化の結果、障がい者の社会参加の場が広がることは、生活の質の向上にもつながります。
- 今後は、バリアフリー化だけではなく、障がいがある人もない人も、子どもも高齢者も暮らしやすいまちづくり、すなわち、「まちのユニバーサル化」も重要です。
- 例えば、市内の歩道整備については、主要駅周辺を重点整備地区として段差の解消や歩道の平坦化などを進めていますが、車いす使用者や視覚障がい者等だけではなく、高齢者やベビーカーで移動する方や子どもにとっても、安全で快適に移動できるようなまちづくりが必要になります。
- また、施設のバリアフリー化だけではなく、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する国民の理解を深め、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進することも重要です。

### (2) 施策の基本方針

道路や公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を進めていきます。

### (3) 施策の内容

#### <重点事業>

事業名 (担当課)	人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路交通部 道路建設課		
事業概要	「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径500m以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。			
指標等	歩道のバリアフリー化箇所数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5箇所	2箇所	2箇所	2箇所

#### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
公園施設のバリアフリー等	水と緑の部 公園緑地課	出入口のスロープ化等により段差解消を図り、誰もが安心して利用できる公園を目指します。

## 第3項 居住環境の整備

### (1) 現況と課題

- 障がい者等がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るためには、障がい者が暮らしやすい住環境の整備も必要となります。
  
- 市川市では、これまで、障がい者等の居宅のバリアフリー化に資するよう、住宅改修費の助成等を行っていますが、このほか、障がい者等の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備も促進していく必要があります。
  
- また、公営住宅の、障がい者に対する優先入居の実施や、単身入居を可能とするための取組も、障がい者等の地域での生活の支援のために重要です。
  
- 平成 29 年には、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)の一部改正が行われ、都道府県知事による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度や、都道府県知事による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が始まりました。これにより、登録を受けた事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこととされました。また、指定を受けた法人は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと等の業務を行うものとされています(住宅セーフティネット法第 17 条、第 42 条)。

### (2) 施策の基本方針

障がい者等の居住環境の改善に資するよう、住宅改修費の助成等を引き続き行うとともに、グループホームの整備促進に資する補助等も引き続き行っていきます。

### (3) 施策の内容

#### <重点事業>

事業名（担当課）	グループホームの開設や運営に対する支援	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者グループホームの新規開設や運営をする事業者に対し、その経費について補助を行います。			
指標等	開設時の補助の実施 運営費の補助の件数（事業所数） 市内グループホームの定員数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施 48件 209人	実施 50件 230人	実施 50件 240人	実施 50件 250人

#### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
あんしん住宅助成事業	街づくり部 街づくり推進課	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅（戸建て及び分譲マンション専有部）において、バリアフリー、防災性向上、省エネ、子育てに対する配慮のいずれかの分野で行う改修工事費用の一部を補助します。また、分譲マンション共用部分等のバリアフリー又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。
民間賃貸住宅家賃等助成事業	福祉部 市営住宅課	民間賃貸住宅の取り壊し等により、他の民間賃貸住宅に転居する高齢者や心身障がい者等に家賃等の差額を助成します。

## 第 7 節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

### 第 1 項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供（重点施策）

#### (1) 現況と課題

- 障がいに対する理解を深める上では、いわゆる「社会モデル」（障がいは社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方）を踏まえつつ考えることが重要です。平成 19 年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約では、この考え方が貫かれています。
- 例えば「発達障がい」は、身近にありながら社会の中で十分に知られていなかった障がいでしたが、平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、「発達障がい」が定義されるなど、社会全体での障がいに対する理解は少しずつ進んできています。しかし、この発達障がいや高次脳機能障がいなど、外見からは分かりにくい障がいもあります。差別の解消や合理的配慮の提供のためには、この点の理解を進めることが重要です。
- 障がいの状態は一人ひとりで異なり、また、現在の「障がい」の捉え方が「医学モデル」（障がいは心身の機能の障がいのみに起因するとする考え方）ではなく「社会モデル」であることから分かるように、“どこからが「障がい」か”の線引きも難しく、障がい特性とはいわばその人その人の「個性の違い」と言える面もあると考えられます。
- こうしたことへの理解を促進するため、例えば、行政機関では、職員に対する研修の実施等が必要です。本市では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」（平成 29 年 4 月 1 日施行）第 8 条において、市長その他の任命権者は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、新規採用職員や新たに管理監督者となった職員に対して研修を行うものとしています。

○また、千葉県では、障がい等により支援や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるための「ヘルプカード」を作成しており、さらに令和元年8月末からは「ストラップ型ヘルプマーク」も作成しています。これらは、本市でも配布を行っています。

○また、地域社会における障がいに対する理解を促進するためには、地域住民と障がい者との日常的な交流の拡大を図ることも重要です。

## (2) 施策の基本方針

障がいに対する理解の促進のための啓発や職員研修を実施し、差別の解消や合理的配慮の提供の推進を図ります。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名 (担当課)	障がいに関する理解啓発事業	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	障害者基本法第9条に定める障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施し、障がいに関する理解促進を図ります。			
指標等	実施の有無			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

事業名 (担当課)	福祉の店運営支援事業	福祉部 障がい者施設課		
事業概要	障がい者の社会参加と工賃向上を目的に、障がい者施設等の障がい者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。			
指標等	出店回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度



<その他の事業>

事業名	担当課	概要
市新規採用職員に対する研修	福祉部 障がい者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障がいに関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
市職員に対する研修・啓発	福祉部 障がい者支援課	市の全職員を対象とした、障がいに関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
福祉教育の推進	学校教育部 指導課	各小中義務教育学校において、総合的な学習の時間等を中心として年間指導計画を作成し、社会福祉協議会など関係機関の協力を得ながら、高齢者や障がい者などとの交流やボランティア活動等に取り組み、福祉教育を推進します。
地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域支えあい課	地域ケアシステムは市内 14 の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取組を実践しています。重要な取組の一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障がい者団体が参加することで、障がい者と地域との交流の機会が増大し、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。

## 第 2 項 支援人材の確保と質の向上（重点施策）

### (1) 現況と課題

- 「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略《2015-2060 人口ビジョン編》」の「2-1 将来人口推計(全体)」によれば、本市の生産年齢人口割合は、2015 年の 67.4% から減少し続け、2055 年には 54%程度となる（逆に老年人口割合は増加する）と見込まれています。少子高齢化の進行等の下で生産年齢人口が減少し、労働力人口も減少することが見込まれます。
- また、千葉県の有効求人倍率は、平成 30 年度は、「介護サービス」が 4.88 倍、障がい福祉・児童福祉の分野を含む「社会福祉の専門的職業」が 3.04 倍と、全産業の 1.33 倍を大きく上回っており、福祉分野の人材不足が明らかになっています（「千葉県福祉人材確保・定着推進方針(令和元年度～令和 5 年度)」による）。
- このような中、福祉人材の養成・確保は従前からの課題であり、平成 5 年 4 月には、いわゆる福祉人材確保法（社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 81 号））に基づき、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 5 年厚生省告示第 116 号）が厚生大臣より告示されました。
- その後、社会福祉事業法は平成 12 年に社会福祉法に改正されました。この法律の「第 9 章 社会福祉事業等に従事する者の確保の促進」には、厚生労働大臣による「社会福祉事業等従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」の作成義務（第 89 条第 1 項）や、都道府県ごとの福祉人材センターの設置（第 93 条第 1 項）などが規定されています。
- 平成 19 年には、社会福祉法第 89 条第 1 項の規定に基づき、新たな「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 289 号）が示されました。この指針では、関係者が取り組む人

材確保の方策として、①「労働環境の整備の推進等」、②「キャリアアップの仕組みの構築」、③「福祉・介護サービスの周知・理解」、④「潜在的有資格者等の参入の促進等」、⑤「多様な人材の参入・参画の促進」の5つの大項目が掲げられています。

○また、この指針では、「経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、(福祉・介護サービス従事者の)処遇の改善等に取り組むことが重要である」として、①経営者及び関係団体等の役割として「労働環境の改善」や「従事者のキャリアアップの支援」等を、②都道府県の役割として「従事者の需給状況や就業状況の把握」や「従事者に対する研修体制の整備」等を、③市区町村の役割として「福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発」や「従事者に対する研修の実施や相談体制の整備」等を、④国の役割として「法人や施設の経営の状況、従事者の労働環境、定着状況等の実態の把握」や「福祉・介護制度等の制度の設計・見直しや介護報酬等の設定」等を掲げています。

○これを踏まえ、本市においても、福祉人材の定着と育成に資するよう、研修等を実施していきます。

○なお、千葉県においても、平成20年9月に「千葉県福祉人材確保・定着対策本部」を設置、平成26年3月に「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(平成26年度～平成30年度)を策定し、令和2年3月にはこれを見直して新たな「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」(令和元年度～令和5年度)を策定しています。この方針においては、①福祉・介護分野への就業を促進するための「人材の確保」、②福祉・介護関係の資格取得や職員のスキルアップ等を支援する「人材の育成」、③福祉・介護の従事者が長く働き続けられるよう、環境整備を行う「人材の定着」の3つの柱に基づき、総合的な取組を進めていくとしています。

## (2) 施策の基本方針

福祉人材の定着と育成に資するよう、市川市自立支援協議会との協働による研修等を実施していきます。

### (3) 施策の内容

#### <重点事業>

事業名 (担当課)	相談支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	相談支援に従事する方を対象とした研修の実施等により、計画相談支援等の人材の定着や質の向上を図ります。			
指標等	研修等の実施 指定特定相談支援事業所数・指定障害児相談支援事業所数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施 32・22	実施	実施	実施

#### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
就労支援に関する研修	福祉部 障がい者支援課	就労支援に従事する方を対象とした研修を実施すること等により、就労支援の担い手の質の向上を図ります。

### 第3項 ネットワーク形成

#### (1) 現況と課題

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに指定相談支援事業者は、市町村、職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を行うように努めなければならないとされています。

(障害者総合支援法第42条第1項、第51条の22第1項)

- また、これらの事業者は、関係機関だけではなく、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることも重要です。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第1項など)

- こうした関係機関や他の事業者等との連携は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的として行われるものです。

(障害者総合支援法第42条第1項、第51条の22第1項)

- また、こうした連携は、地域包括ケアシステムの観点からも重要なものであり、介護分野や医療分野のほか、教育分野との連携にも努めていく必要があります。

- 市は、こうした連携の実現に資するよう、基幹相談支援センターによる取組や、研修の開催による“顔の見える関係”の構築につながる場づくりなどを行っています。

- また、様々な障がい特性を持つ市内の障がい者の当事者団体間の横のつながりを作ることを目的として、平成24年に市川市障がい者団体連絡会が発足しています。今後も引き続き、それぞれの立場や多様な課題を取りまとめて、主体的な活動を推進していくことが必要となります。

## (2) 施策の基本方針

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者相互のネットワークづくり等に資する施策を実施します。

## (3) 施策の内容

### <重点事業>

事業名（担当課）	基幹相談支援センターによる ネットワーク構築	福祉部 障がい者支援課		
事業概要	地域の関係機関との連携を強化することを目的に、基幹相談支援センター職員が関連会議等へ参加します。			
指標等	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・出席回数			
	現況	目標		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	49種類 161回	36種類 175回	36種類 175回	36種類 175回

### <その他の事業>

事業名	担当課	概要
障がい者団体連絡会運営支援	福祉部 障がい者支援課	各障がい者団体による意見交換や、共同の取組を通して、連絡会の主体的なネットワークづくりを支援します。
市川障害児者相談支援事業所連絡協議会への支援	福祉部 障がい者支援課	指定相談支援事業者や、障害者（児）の相談支援に関わる関係者で作る「市川障害児者相談支援事業所連絡協議会」の運営を支援し、自立支援協議会相談支援部会との連携を図ります。
日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力	福祉部 介護福祉課 障がい者支援課	住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、日本郵便株式会社市川・行徳郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、郵便局員が業務中に、高齢者や障がい者、子どもなどの住民の何らかの異変に気付いた場合に、市に情報提供をしてもらうことにより、地域における見守り活動を行います。

## 第 3 部

第 6 期市川市障害福祉計画・  
第 2 期市川市障害児福祉計画

# 第1章 計画の方向性

第6期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する計画となります。また、第2期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の提供体制の確保等に関する計画となります。

障害者基本法における理念や、市川市障害者計画における理念である「このまちで共に生きる」を踏まえ、これらの計画においては次の7つを基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

## (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がい者等が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や社会経験に根差した考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

## (2) 本市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいにかかわる制度の一元化への対応として、障がい者等がその障がいの種別にかかわらず、必要な障害福祉サービス等を利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

## (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービ



ス提供体制の整備を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。

また、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、障がいなどの属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又は多機関が協働して継続的につながる機能を備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援などを進めていきます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い障害児通所支援・障害児相談支援の充実を図るため、地域支援体制の構築を進めるとともに、障害児支援を利用し地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくことで、地域参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

また、ライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携を図っていきます。

#### (6) 障がい福祉人材の確保

障がい者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進などを通して、関係者が協力して取り組んでいくことができる体制の構築を図っていきます。

#### (7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者等が創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するとともに、その活動の中で、障がい者等が個性や能力などを発揮することにより、障がい者等の地域における社会参加の促進を図ります。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今期の計画期間（令和 3～5 年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

## 第2章 成果目標と活動指標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するため、次のような取組を成果目標として設定します。

### ○施設入所者の地域生活への移行を進めます。

令和元年度末時点における施設入所者数の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することとします。

具体的には、下表において、●●●人の入所者のうち●●●人の地域移行を目指しますが、期間中に新たに入所される方があるため、結果として入所者の数は4名の減となります。

項目	数 値	備 考
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	●●●人	
【目標値】 目標年度入所者数 (B)	●●●人	令和5年度末時点の入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減する
【目標値】 削減見込 (A-B)	●●●人 (1.6%)	
【目標値】 地域生活移行者数	●●●人 (6%)	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指す

### ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、千葉県においては、圏域ごとに地域移行支援協議会が設置されており、これをもって、本市における保健、医療、福祉関係者の協議の場とします。

また、国の「基本指針」においては、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率について市町村における成果目標は定められていませんが、都道府県における成

果目標を踏まえて、活動指標を設定することとされているため、千葉県における成果目標をここに掲げます。

### 千葉県における成果目標

項目	数 値	備 考
平成 31 年 3 月末時点における精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	● ● ● 日	
【目標値】 令和 5 年度末時点における退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	● ● ● 日	令和 5 年度における数値を 316 日以上にする
平成 31 年 3 月末時点における 65 歳以上の長期（1 年以上）入院患者数	● ● ● 人	
【目標値】 令和 5 年度末時点における 65 歳以上の長期（1 年以上）入院患者数	● ● ● 人	
平成 31 年 3 月末時点における 65 歳未満の長期（1 年以上）入院患者数	● ● ● 人	
【目標値】 令和 5 年度末時点における 65 歳未満の長期（1 年以上）入院患者数	● ● ● 人	
【目標値】 入院後 3 ヶ月経過時点の退院率	● ● ● %	令和 5 年度における数値を 69%以上にする

【目標値】 入院後 6 ヶ月経過時点の退 院率	● ● ● %	令和 5 年度における数値を 86%以上に する
【目標値】 入院後 1 年経過時点の退院 率	● ● ● %	令和 5 年度における数値を 92%以上に する

ここで、市独自の指標として「精神科病院への長期在院者数」を設定するとともに、保健、医療及び福祉関係者による協議の場に係る目標を設定します。

### 本市における成果目標

項 目	数 値	備 考
精神科病院長期在院者数	● ● ● 人	本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して 1 年以上入院している人数(令和元年 6 月時点)
【目標値】 精神科病院長期在院者数	● ● ● 人	令和 5 年 6 月時点
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者 による協議の場の開催回数	● 回 / 年	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者 による協議の場への参加者 数	● 人	
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者 による協議の場における目 標設定及び評価の実施回数	● 回 / 年	

なお、国の「基本指針」に基づき、千葉県が算出した「令和 5 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」は、● ● ● ● 人となっています。

本市における「令和 5 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）」については、上記の千葉県における基盤整備量を市町村ごとの人口にて按分した●●人とし、障害福祉サービス等の見込量を算出するにあたっての一つの根拠としています。

○**地域生活支援拠点等が有する機能の充実を図ります。**

本市においては、令和 2 年度に面的な体制により地域生活支援拠点等の整備をしていますが、その機能の充実を図るため、年 1 回運用状況を検証及び検討することとします。なお、「地域生活支援拠点」とは、以下のような機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点のことをいいます。

- ・相談（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホームへの入居等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの対応等）
- ・専門性の確保（人材の確保・養成・連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点の整備・コーディネーターの配置等）

また、この「地域生活支援拠点」の整備にあたっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）も認められているため、「地域生活支援拠点等」とされています。

項目	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等に係る 運用状況の検証及び検討	年●回 実施	

○**一般就労への移行を促進します。**

令和 5 年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上にすることを目指します。この際、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業については、それぞれ一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.3 倍以上、1.26 倍以上、1.23 倍以上にすることを目指します。また、就労定着支援事業の利用者数及び就労定着支援事業の就労定着率に関する目標を次のとおり設定します。

- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。
- ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

項目	数値	備考
令和元年度中の 年間一般就労移行者数 (A)	●●●人	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
【目標値】 令和5年度中の 年間一般就労移行者数	●●●人 (Aの1.27倍)	就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数
令和元年度中の就労移行支援事業における年間一般就労移行者数 (B)	●●●人	
【目標値】 令和5年度中の就労移行支援事業における年間一般就労移行者数	●●●人 (Bの1.3倍)	
令和元年度中の就労継続支援A型事業における年間一般就労移行者数 (C)	●●●人	
【目標値】 令和5年度中の就労継続支援A型事業における年間一般就労移行者数	●●●人 (Cの1.26倍)	
令和元年度中の就労継続支援B型事業における年間一般就労移行者数 (D)	●●●人	

【目標値】 令和 5 年度中の就労継続支援 B 型事業における年間一般就労移行者数	●●●人 (D の 1.23 倍)	
【目標値】 令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	70%以上	
【目標値】 令和 5 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 80%以上の事業所数の割合	70%以上	

○障がい児支援の提供体制を整備します。

重層的な地域支援体制の構築を目指すために、以下の 2 点を目標として設定します。

- ・令和 5 年度末までに児童発達支援センターを 5 カ所以上設置
- ・令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を拡充

また、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和 5 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 6 カ所以上確保します。

平成 30 年度に市内の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置しました。医療的ケア児が適切な支援が受けられるように令和 5 年度までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について協議します。



項目	数 値	備 考
【目標値】 児童発達支援センターの 設置数	5カ所	令和5年度末時点で
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	6人/月	令和5年度末までに一月に保育所等訪問支援を利用する児童の数
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所数	6カ所	令和5年度末までに重症心身障害児を受け入れる事業所の数
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議	令和5年度末までに医療的ケア児連絡会で設置に向けて協議していきます。

○相談支援体制を充実・強化します。

相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

項目	数 値	備 考
【目標値】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	令和5年度末時点で
【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	●●件/年	
【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	●●件/年	

【目標値】 地域の相談機関との 連携強化の取組の実施回数	●●回/年	
------------------------------------	-------	--

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念等を念頭に置いた上で、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのためには、障害福祉サービス等の利用状況等を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましく、他方、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

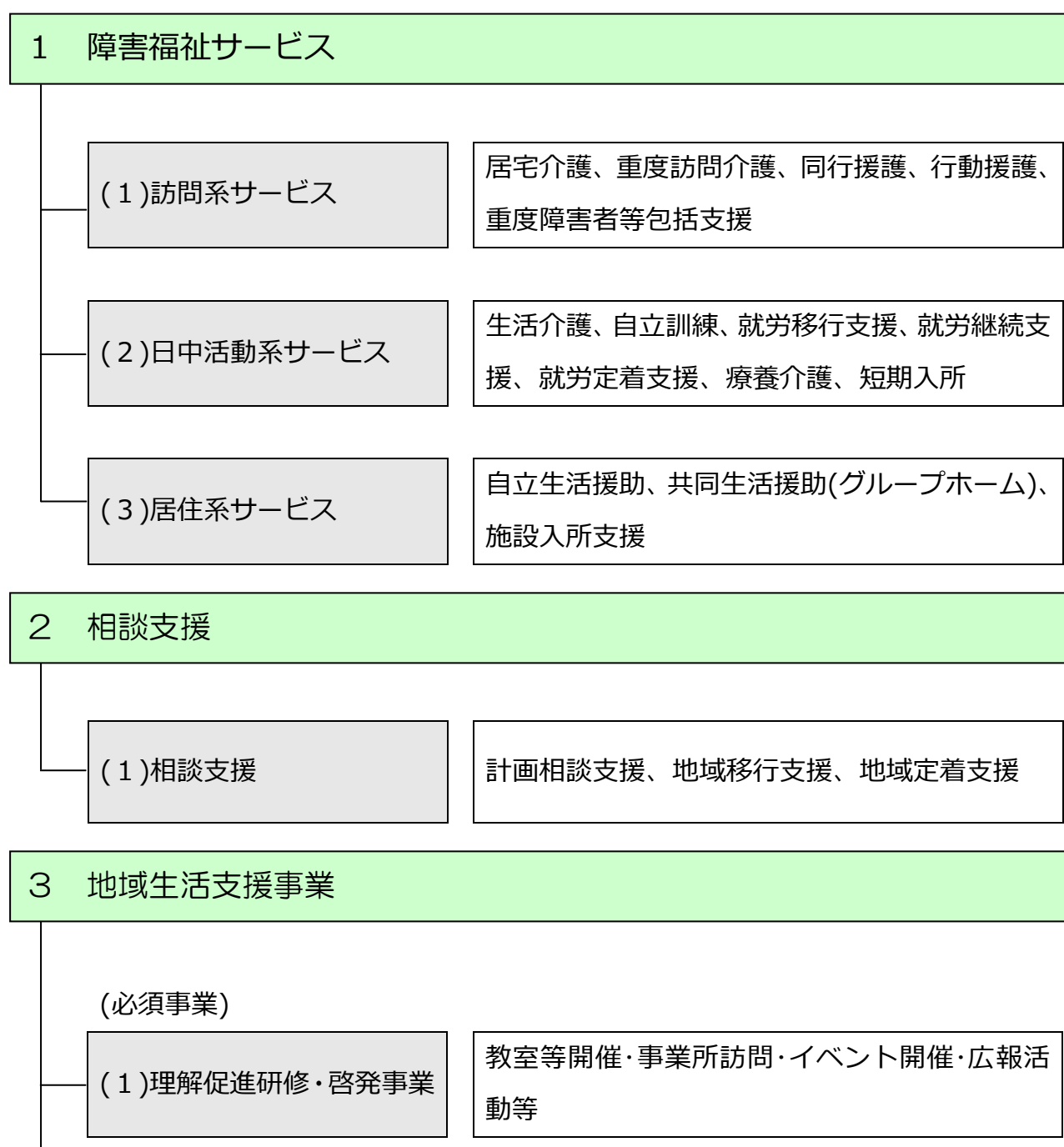
項目	数 値	備 考
【目標値】 千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	●●人/年	
【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施 ●●回/年	
【目標値】 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業	実施 ●●回/年	

者等に対する指導監査の適 正な実施とその結果を関係 自治体と共有する体制の有 無及びその共有回数		
---	--	--

## 第3章 障害者総合支援法に係るサービス等

### 第1節 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系

障害福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害福祉サービス、相談支援、地域活動支援事業に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



(2) 自発的活動支援事業	ピアサポート（障がい者同士の支え合い）、災害対策、ボランティア活動支援等
(3) 相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業
(4) 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用にあたっての費用助成
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人、後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等
(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業
(7) 日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具等
(8) 手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の養成研修
(9) 移動支援事業	ガイドヘルパー派遣等
(10) 地域活動支援センター事業 (任意事業)	地域活動支援センター（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ型）での通所サービスや意識啓発事業
(11) 市が自主的に取り組む事業	訪問入浴、日中一時支援等

## 第2節 障害福祉サービスの整備

### 第1項 訪問系サービス

#### 【事業内容】

○訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
居宅介護	居宅での入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等により、常時介護が必要な身体障がい者等に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供します。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障がい者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供します。
行動援護	重度の知的・精神障がいによる著しい行動障がいのある方に、見守りや危険回避の援護を提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等で、その介護の必要性が著しく高い方に対し、サービス等利用計画に基づき複数のサービスを包括的に提供します。

#### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのいわゆる訪問系サービスについては、障がい等者の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障がい者等一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

○また、これらのサービスは、家族とともに暮らし続けたいと願う障がい者等にとっては、家族の機能を補完する本人支援としてのサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスと考えられます。

○今後、地域生活への移行が進むにつれて、これらのサービスを必要とする方が増加すると見込まれますが、障がい者等が地域で安心して暮らすために、障がいの種別に関わりなくサービスが提供されるよう、ヘルパー等の人材育成やサービス提供体制の整備を進めます。

○重度障害者等包括支援については、現在県内にサービスを提供する事業所がないため、サービス等利用計画に基づき、必要となる複数の障害福祉サービスを組み合わせることで、その代替とすることを想定しています。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
訪問系サービス	居宅介護				実人／月
					時間／月
	重度訪問介護				実人／月
					時間／月
	同行援護				実人／月
					時間／月
	行動援護				実人／月
					時間／月
	重度障害者等包括支援				実人／月
					時間／月

【見込量を確保するための方策】

○すべての障がいへの対応が可能となるよう、既存の人材のレベルアップを目的に、県が開催する居宅介護従事者等の養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。

○市川市自立支援協議会生活支援部会の居宅支援連絡会などの事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約に努めます。

○訪問系サービスにおけるヘルパーにかかる業務負担が問題となっている状況を踏まえ、計画相談支援の導入を進める中で、的確なアセスメントによる支給の適正化を図ります。また、訓練的な要素を含む居宅での介護については訪問型生活訓練の利用を促進するなど、適切なサービスの利用を促していきます。



## 第2項 日中活動系サービス

### 【事業内容】

○日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

具体的なサービス	サービスの内容
生活介護	常時介護を要する障がい者に、施設等で入浴や排せつ、食事等の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練	障がい者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を結び最低賃金が保障されるA型（雇成型）と、雇用契約を結ばないB型（非雇成型）の類型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、就労の継続を図るため、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行います。
短期入所	居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障がい者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるものです。

## 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 日中活動系サービスは、生活能力の向上や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。本市では、特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また引きこもりがちの方などが社会参加していくための場として、日中活動系サービスの整備を推進していきます。
- 就労継続支援 B 型や地域活動支援センターⅢ型を中心とする企業などからの受注作業については、施設ごとに質・量ともに差が大きく、効率のよい受注体制の確立が必要です。
- また、就労移行支援については、障がい者の就労意識の高まりとともに新規参入事業者や利用者が増えていますが、その一方で、日常生活を送る上での課題の解決や、就労後の定着支援の充実が求められています。
- 就労継続支援 A 型（雇用型）については、本市に加え、近隣市においても新たな事業所が開設され、その利用者数も増えていることから、障がい者の就労の場として定着しています。
- 就労継続支援 B 型（非雇用型）については、生きがいや社会的役割を獲得するなど、就労だけに限らない多様な働き方が求められています。
- 就労定着支援については、就労移行支援、就労継続支援などを通じて一般就労への移行した方が継続して就労することができるように、就労に伴う生活面の課題等に対応する役割を担うものとなります。
- 自立訓練（生活訓練）は、就労や日中活動系サービスの継続的な利用を行う上で必要となる生活習慣の確立・定着に向けた役割を持っています。また、訪問型生活訓練は、長期入院から地域生活に移行する精神障がい者などに対する地域定着支援としての役割も大きいものがあります。

○通所施設の利用者やその家族の高齢化に伴い、施設への送迎の確保が課題になっています。

○短期入所は、障がい者やその家族の高齢化によるニーズの高まりの一方で、市内・近隣市に資源が乏しいため、身近な場における事業所の整備が課題となっています。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
日中活動系サービス	生活介護				実人／月
					延人日／月
	自立訓練（機能訓練）				実人／月
					延人日／月
	自立訓練（生活訓練）				実人／月
					延人日／月
	就労移行支援				実人／月
					延人日／月
	就労継続支援A型 （雇成型）				実人／月
					延人日／月
	就労継続支援B型 （非雇成型）				実人／月
					延人日／月
	就労定着支援				実人／月
	療養介護				実人／月
					延人日／月
	短期入所（福祉型）				実人／月
					延人日／月
	短期入所（医療型）				実人／月
				延人日／月	

### 【見込量を確保するための方策】

- 安定した事業運営を確保するため、生活介護等のサービス事業所に対し家賃補助などの運営支援を行うとともに、通所施設利用者の費用負担軽減を図るため、交通費の助成を行います。
  
- 福祉的就労の場における受注業務については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充をはじめ、事業者間のネットワークによる共同受注の仕組みなどを活用しながら、質と量の充実を促進します。
  
- 就労定着支援事業については、市川市自立支援協議会就労支援部会などを活用し、より一層の職場定着の促進を目指して、事業の質の担保を図ります。また、一般就労後の効果的なアフターケアの体制を整備するために、就労定着支援事業、就労移行支援事業、障害者就労支援センター「アクセス」などの連携や協働を進めていきます。
  
- 身近な場での短期入所については、成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点等」が有する機能の充実を踏まえ、緊急時における障がい者等の受入等を円滑に行うことができるように、地域の事業所等との連携体制の構築を図っていきます。

### 第3項 居住系サービス

#### 【事業内容】

○居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。平日の日中は、利用者は通勤等をしたり、日中活動系サービスを利用したりします。

具体的なサービス	サービスの内容
自立生活援助	障がい者が居宅において自立した日常生活を営むために、定期的に利用者の居宅を訪問し、「食事、洗濯、掃除などに課題はないか」「公共料金や家賃に滞納はないか」「体調に変化はないか、通院しているか」「地域住民との関係は良好か」などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	障がい者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、又は入浴、排せつ若しくは食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。

#### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○自立生活援助は、入所施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、日常生活を営む上での課題解決に向けた相談、必要な情報の提供等による援助を行うものです。

○施設入所支援については、長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められています。その一方で、現入所者に加え、待機者も相当数いることから、適切なケアマネジメントに基づき、真に入所を必要とする方の待機状態の解消を図ることが必要です。

○施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行の受け皿として、さらには介護する家族の高齢化による介護力の低下などを背景に、共同生活援助（グループホーム）の需要は高まっています。また、グループホームは、知的障がい者ではケア付きの住まいとしての利用が多く、精神障がい者では単身生活に向けた通時的な利用が多くなるなど、ニーズに応じた利用が求められています。

○しかし、グループホーム等の資源には限りがあるため、特に知的障がい者については緊急性の高い方から優先的に入居できるような仕組みが必要です。また、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する方に対しては、日中サービス支援型のグループホームのような常時の支援体制を確保することが求められています。

○一方、グループホームのような居住形態を望んでいない障がい者等については公営住宅などを社会資源の一つとして活用するなど、グループホームの整備促進と並行して、様々なニーズに対応した居住の場の確保に努めます。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
サービス 居住系	自立生活援助	●●● (●)	●●● (●)	●●● (●)	実人/月
	共同生活援助	●●● (●)	●●● (●)	●●● (●)	実人/月
	施設入所支援	●●●	●●●	●●●	実人/月

※（ ）内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

【見込量を確保するための方策】

○適切なケアマネジメントにより、居住の場として真に施設入所が必要な方の待機状態の解消に努めます。

- 共同生活援助は、施設や病院からの地域生活への移行や家族からの自立にあたって重要なサービスであることを踏まえ、重度の障がい者等に対して常時の支援体制を確保することができる日中サービス支援型のグループホームも含めて整備を推進していきます。
- グループホームの整備を促進するため、公営住宅などを活用した整備手法の検討を進めるとともに、利用者の費用負担軽減を図ることを目的に家賃に対する助成を実施します。
- 生活ホームを運営する事業者が、グループホームへの移行を希望する場合には、円滑な移行が可能となるよう必要な支援を行います。
- グループホームに関する様々な相談を受けるために千葉県が保健所の圏域ごとに配置するグループホーム等支援ワーカー等と連携を図りながら、グループホームを提供する事業者の質の確保に努めていきます。
- 知的障がい者について「グループホーム等入居検討会」による、緊急性の高い人から優先的に入居できる仕組みの整備を進めます。
- 重度の障がいのある人も受け入れが可能となるようなグループホームについて、市川市自立支援協議会やその関連会議などを通じてその課題等の検討を進めます。

### 第3節 相談支援の整備

#### 【事業内容】

○相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
基本相談支援	障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス利用の調整等を行います。
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域相談支援	(地域移行支援) 入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行います。
	(地域定着支援) 居宅において単身等で生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

#### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○この節で扱う「相談支援」とは、「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」を指します。「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」は、「基本相談支援」を共通の基礎的な事業とし、この「基本相談支援」に加えてそれぞれ「計画相談支援」又は「地域相談支援」を行う「2階建て」の事業形態となります。

特定相談支援事業	一般相談支援事業
計画相談支援	地域相談支援
基本相談支援	基本相談支援

○また、「一般相談支援事業」の地域相談支援は、入所施設や精神科病院から地域生



活に移行する際の住居の確保や手続き同行等の「地域移行支援」と、地域生活移行後の連絡体制の確保や緊急時の対応等の「地域定着支援」となります。

○サービス等利用計画案の作成については、利用者自身の自己決定・自己選択を尊重する考え方から、利用者自身がサービス等利用計画案を作成する「セルフプラン」の活用もあります。しかし、今後、特定相談支援事業の整備が進むにつれて、セルフプランの点検を図りながら、利用者のニーズを精査していく中で、適宜、計画相談支援につないでいくことも必要と考えられます。

○なお、地域生活支援事業に位置づけられた「障害者相談支援事業（市町村の一般的な相談支援）」については、相談に訪れる人の最初の窓口となることから、「特定相談支援事業」及び「一般相談支援事業」との適切な連携や役割分担が必要となります。

【実施の見込み（個別サービスの活動指標）】

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
相談支援	計画相談支援	●●●	●●●	●●●	実人／月
	地域移行支援	●●● (●)	●●● (●)	●●● (●)	実人／月
	地域定着支援	●●● (●)	●●● (●)	●●● (●)	実人／月

※（ ）内の数字は、精神障がい者の人数の内訳となります。

【見込量を確保するための方策】

○サービス等利用計画については、ニーズの増大が見込まれるため、介護保険事業所を含むサービス事業者に対し参入を促すとともに、市川市自立支援協議会相談支援部会を活用して相談支援の普及啓発や質の向上を図り、担い手の育成と確保に努めます。

- 相談支援（特定・一般・障がい児）を行う上で必要な情報をまとめた「障がい児者相談支援ガイドライン」を作成し、必要に応じて改訂を進めるとともに、このガイドラインを踏まえた研修を実施して多職種間の連携を推進し、相談支援の普及と質の向上を図ります。
  
- 市川市自立支援協議会相談支援部会とともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して障がい福祉に携わる人材の専門性を高め、計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援、地域の課題の集約を図ります。
  
- 発達障がいや高次脳機能障がい、難病の方等への相談支援などを通して、困難ケースに対応できる専門的な相談支援体制を構築します。
  
- 精神科病院に長期入院している方の退院にあたっては、地域移行支援が大きな役割を果たしますが、その後方支援として、千葉県が実施している「地域移行・定着協力病院」の指定制度などを活用しながら、病院が地域生活への移行の動機づけを高められるよう、働きかけていきます。また、長期入院している方が退院への意欲を高めるためには、既に退院して地域で生活している方との交流が効果的なことから、長期入院経験者の力を活用した取り組みを検討します。
  
- 地域定着支援については、市川市自立支援協議会などの場を活用して、本市の相談支援体制全体の中での位置づけを整理していきます。

## 第4節 地域生活支援事業の整備

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供しようとするものです。

なお、地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応した事業や実施体制を随時検討していきます。

### 第1項 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

#### 【事業内容】

- 理解促進研修・啓発事業は、市町村が実施する地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行うものです。

具体的な事業	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

#### 【事業の実施に関する考え方】

- 「社会的障壁」とは、物理的なバリア（段差など）にとどまらず、心理的なバリア（差別感情など）や視覚・聴覚障がい者などに対する情報のバリア、制度や慣習などを含む概念です。
- 地域社会の住民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認められにくいものではありませんが、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取組といえます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施の有無

【見込量を確保するための方策】

- 障がい者週間等の機会を活用して、障がい者等の個性や能力を発揮する発表等の場を提供するとともに、地域住民に対する理解促進・意識啓発を行うため、これらを踏まえたイベントを企画・運営します。

## 第2項 自発的活動支援事業（必須事業）

### 【事業内容】

- 自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。

具体的な事業	事業の内容
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

### 【事業の実施に関する考え方】

- 本市では、障がい者団体（当事者会・家族会）が20団体以上活動していますが、団体横断的な連絡組織として「市川市障害者団体連絡会」が平成24年度から活動を始めています。市川市自立支援協議会への委員派遣や、防災対策を柱とした市民への意識啓発などを行っています。
- 本市は当初、この連絡会の事務局機能を担う形で活動支援を行っていましたが、現在は事務局も含め自主運営に移行しており、全体会議や役員会に参加することで、その運営にあたっての支援をしていきます。

### 【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

### 【見込量を確保するための方策】

- 全体会議や、随時の役員会などの運営を支援します。

### 第3項 相談支援事業（必須事業）

#### 【事業内容】

- 相談支援事業は、障がい者等に対応した一般的な相談支援を行うものです。障害者自立支援法施行前は市域、県域、障がい保健福祉圏域の3つの区域の中で、関係機関が個々の事業ごとにそれぞれ多様な支援を行ってきましたが、現在は市と県の適切な役割分担のもとで、一般的な相談支援については、市が一体的に実施しています。
- 相談支援事業においては、地域の社会資源などの情報提供、住宅への入居の支援、地域の多様なサービスを一人ひとりの状況に応じて組み合わせて利用を促すコーディネート機能が重要となります。

具体的な事業	事業の内容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	公営住宅や民間の賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。

#### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 現在、市内には地域生活支援事業における「相談支援」の拠点が3か所（市役所

障がい者支援課、基幹相談支援センター「えくる」大洲ステーション、基幹相談支援センター「えくる」行徳ステーション) 整備されています。

- 基幹相談支援センター「えくる」については、地域における相談支援の中核的な役割を担っています。
- この相談支援事業は、相談に訪れる人の最初の窓口に位置づけられることから、的確なニーズの把握に基づく情報提供や助言、関係機関との連絡調整が求められています。そのため、相談支援事業に係る人材の確保と育成、質の担保が重要です。また、障害者相談支援事業と「指定特定相談支援」及び「指定一般相談支援」との適切な役割分担や、関係機関とのスムーズな連携が図れるような仕組みづくりが必要です。
- 権利擁護については、いわゆる「障害者虐待防止法」に基づく「市町村障害者虐待防止センター」の設置及び成年後見制度利用支援事業の高齢者部門との連携を踏まえた展開に合わせて、相談支援体制における位置づけを整理していきます。
- 「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、入所施設や精神科病院などからの「地域移行支援」とは別に、家族との同居から一人暮らしへの移行など、「地域から地域への移行」にあたっての入居支援などを引き続き本事業の枠組みで実施していきます。

【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
障害者相談支援事業	●●●	●●●	●●●	箇所
基幹相談支援センター	●●●	●●●	●●●	箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施	実施の有無

#### 【見込量を確保するための方策】

- 基幹相談支援センター「えくる」の業務について、市川市自立支援協議会内に運営協議会を設置し、評価や助言を行います。また、その評価を踏まえ、今後の事業内容及び人員配置等について検討します。
  
- 市民やサービス事業者等に対し、相談支援事業の普及啓発を図ります。
  
- 市川市自立支援協議会相談支援部会とともに、相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）を実施して、相談の担い手の後方支援や地域の課題の集約を図ります。
  
- 定型的なサービスにつながりにくい人や就労している人などを対象とした、プログラム参加をきっかけにした相談支援へのつなぎや、ピアサポート（障がい者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討を進めます。
  
- 障がい児に対する相談支援については、庁内におけるこども部門や教育部門をはじめ、児童相談所、発達障害者支援センター（CAS）などの専門的な機関と連携していきます。特に、義務教育終了後の児童や軽度の知的障がい、発達障がいなどの相談については、窓口を限定せず、相談を受けた部署がしっかりと対応していきます。
  
- 当事者の高齢化に伴い、今後一層介護保険制度への移行が見込まれることから、高齢者サポートセンターなどの介護保険分野との連携を強化していきます。
  
- 今後は、国が示している、こどもや高齢者、障がい者、生活困窮者なども含めた地域包括ケアシステムの構築を視野に入れて、こども部門や介護保険部門等との緊密な連携を見据えていきます。



#### 第4項 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

##### 【事業内容】

- 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に際し、申し立てに要する費用や後見人等の報酬を一定の要件のもとで助成するものです。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。

##### 【事業の実施に関する考え方】

- 成年後見制度については、後見人等の担い手が不足していることや、その支援体制が乏しいことが課題となっています。また障がい者だけでなく、高齢者に対するニーズも大きく、障がい者に対する後見支援と一体的に仕組みを整備していくことが合理的と考えられます。このため、平成25年9月から、本市の委託により市川市社会福祉協議会に「後見相談担当室」が設置され、成年後見に関する相談や制度に関する周知啓発を行っています。

- また、相談支援や障害者虐待防止センター等との迅速で有機的な連携が必要です。

##### 【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
成年後見制度利用支援事業				実利用 見込み者数

##### 【見込量を確保するための方策】

- 制度の更なる周知とともに、相談支援や障害者虐待防止センター、市川市社会福

社協議会の後見相談担当室等と連携しながら、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

## 第5項 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

### 【事業内容】

- 成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備するとともに、市民後見人の活用等に関する活動を支援する事業です。

具体的な事業	事業の内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の育成及びその活用が円滑に行われるような支援を行います。

### 【事業の実施に関する考え方】

- 法人後見の実施にあたっては、平成28年度より市民後見人養成講座を開講し、市民後見人の養成及びその活用に向けた体制の整備を行っています。

### 【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

### 【見込量を確保するための方策】

- 高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人養成講座を実施します。
- 本市から市川市社会福祉協議会に対し、市民後見人養成講座の運営等の業務を委託します。

## 第6項 意思疎通支援事業（必須事業）

### 【事業内容】

○意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

具体的なサービス	サービスの内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、市役所内での通訳支援、通訳相談、派遣コーディネートなどを行うことにより、事務手続き等の利便を図ります。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○本市では、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業、並びに手話通訳者を設置する事業を実施します。なお、複数市町村にまたがる団体が主催する集会や、複数市町村に居住する聴覚障がい者等が参加・出席する集会など、当面広域的な対応が必要となるものについては、県において意思疎通支援事業が実施されます。また、手話通訳者や要約筆記者の登録や派遣については、その登録や派遣を適正に行います。

○点訳、音声訳については、従来よりボランティア等による支援が行われていますが、当面はこれらのボランティア等の活用により、障がい者等とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
手話通訳者派遣事業				延利用人／年
要約筆記者派遣事業				実利用人／年
手話通訳者設置事業				設置人数

【見込量を確保するための方策】

- 手話通訳者を市役所に設置し、市役所内での通訳や講演会等の派遣等の支援などを行います。
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、その派遣に係る活動内容の目的を踏まえて検討します。

## 第7項 日常生活用具給付等事業（必須事業）

### 【事業内容】

○日常生活用具給付等事業とは、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等によって日常生活の便宜を図るものです。

具体的な種目	種目の内容
介護訓練支援用具	障がい者等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がい者等の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がい者等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がい者等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者等の排せつ管理を支援する衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け、床段差の解消等、障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○今後は、障がい者等の地域生活への移行が進むことに合わせて、本事業に関する需要の拡大が見込まれることから、サービス量の拡充を図ります。

### 【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
介護訓練支援用具				延給付件/年

自立生活支援用具				延給付件/ 年
在宅療養等支援用具				延給付件/ 年
情報・意思疎通支援用具				延給付件/ 年
排せつ管理支援用具				延給付件/ 年
住宅改修費				延給付件/ 年

【見込量を確保するための方策】

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

○用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行うなど事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

## 第8項 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

### 【事業内容】

- 手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

具体的な事業	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

### 【事業の実施に関する考え方】

- 手話を習得するには長い期間を要するため、継続して研修を開催して技術の向上を図る必要があります。
- また、本研修と県で実施している手話通訳者養成研修を受講することにより、全国手話通訳者統一試験の受験資格が得られることから、県研修の受講を促していきます。

### 【実施の見込み（事業の活動指標）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
手話奉仕員養成研修事業				実養成講習 修了見込み 者数

### 【見込量を確保するための方策】

- 手話奉仕員養成研修（前期課程、後期課程）を毎年度実施します。



## 第9項 移動支援事業（必須事業）

### 【事業内容】

○移動支援事業とは、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うものです。

具体的なサービス	サービスの内容
移動支援事業	一人で外出するのが困難な障がい者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

○障がい者等の地域生活への移行と相まって、地域での自立した生活に必要な移動支援サービスに対するニーズは、年々高まっていくことが予想されます。また、入所・入院中の障がい者への柔軟なサービス提供によって、地域への移行を容易にするための橋渡しとしての役割も期待できます。

### 【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
移動支援事業				箇所
				実人／年
				延利用時間 ／年

### 【見込量を確保するための方策】

○見込量の確保を図ることはもとより、将来的な供給増や一人当たりの支給量の拡充に努めます。

○利用者の増大に合わせて、必要な予算の確保に努めます。

## 第10項 地域活動支援センター（必須事業）

### 【事業内容】

- 地域活動支援センターは、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。
- 地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、各種の訓練や意識啓発事業などを行います。

具体的な類型	サービスの内容
地域活動支援センター Ⅰ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件としています。
地域活動支援センター Ⅱ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型	基礎的事業を行います。これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが要件となります。

### 【サービス・事業の実施に関する考え方】

- 地域活動支援センターは、Ⅰ型・Ⅱ型については旧体系の精神障害者地域生活支援センターや障害者デイサービス等が移行することが想定され、独自の機能を持っていますが、Ⅲ型については障害福祉サービス事業への移行のステップとしての位置づけにとどまらず、日中活動系事業の体系の中で積極的な役割を果たすことが期待されています。例えば、「憩いの場」や「集いの場」、「ピアサポート（障

がい者同士の支え合い) の場」としての役割や、利用者のニーズを見極めるための期間や場としての位置づけなどがあります。

○本市としては、今後も地域活動支援センターの積極的な役割を活かしていきけるよう、事業者への支援を行います。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

	見込量			単位
	3年度	4年度	5年度	
地域活動支援センターⅠ型				箇所
				平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅡ型				箇所
				平均実利用 人／日
地域活動支援センターⅢ型				箇所
				平均実利用 人／日

【見込量を確保するための方策】

○安定した事業運営を図るため、地域活動支援センターに運営費の補助を行います。

第11項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）

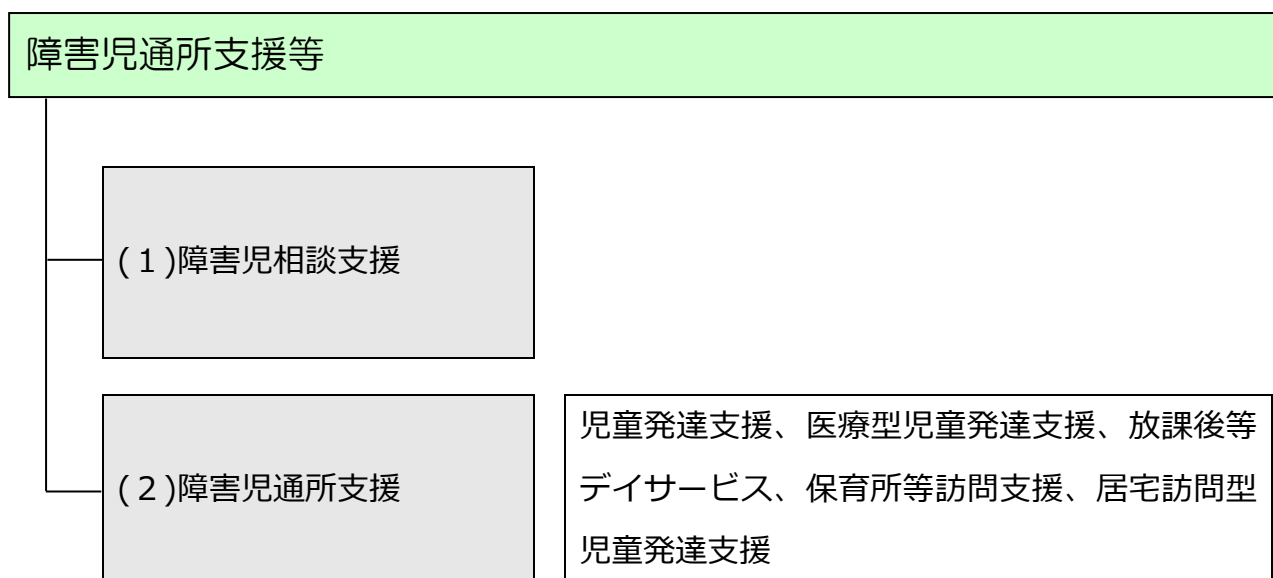
事業名	実施内容
福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによつて、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、もつて知的障がい者の福祉の向上を図ります。
生活支援事業（視覚障害者自立支援事業）	視覚障がい者に対して専門の歩行訓練士が自宅へ訪問し、日常生活に必要な相談、訓練・指導等を行うことにより、視覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援、及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

○これらの事業は、計画期間内にその他事業として実施する事業となります。

## 第4章 児童福祉法に係るサービス

### 第1節 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系

障害児福祉計画に定めるサービスの体系について、以下のとおり、障害児相談支援、障害児通所支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



## 第 2 節 障害児通所支援等の整備

### 【事業内容】

○障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられており、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。

○この節では、本市における「障害児相談支援」と「障害児通所支援」の整備について扱います。

具体的なサービス		サービスの内容
障害児相談支援		障害児通所支援を利用しようとする障がい児やその家族に対し、障害児支援利用計画の作成や、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある幼児に対して児童発達支援等を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後や夏休み等の長期休暇時において、生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供することにより、学校教育と連携しながら自立を促進するとともに放課後の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支	重度の障がいや外出することが著しく困難な障が

援	い児に、居宅を訪問して発達支援を行います。
---	-----------------------

【サービス・事業の実施に関する考え方】

○障害児相談支援では、対象となる障がい児だけでなく、その子どもを育てる家族についても一体的に支援し支えていくことが求められています。そのため、セルフプランから適宜相談支援につないでいくと共に、家族のエンパワメントを高める支援に努めていきます。

○児童発達支援は、早期の療育を行う専門的な場としての位置づけであるとともに、地域の保育園等に在籍しながらサービスを利用する子どもの数も増加していることから、保健医療、子育て・家庭支援分野、教育分野等との連携体制を強化することが必要です。

○保育所等訪問支援事業については、地域での育ちを支援する重要な事業であることから、保育園、幼稚園、小学校、放課後保育クラブ等の関係機関との連携を図り子どもたちが在籍する集団において、障がい特性に合わせた一貫した支援を受けられるようにしていくことが大切です。

○児童発達支援センターは、地域の中核的な役割を果たすために通所支援等を行う事業所と緊密な連携を図り、家庭支援や地域支援機能を強化することにより、保護者への子育て支援やこどもの地域社会への参加及び包容（インクルージョン）を推進することが必要です。

【実施の見込み（個別サービスの見込量）】

		見込量			単位
		3年度	4年度	5年度	
障害児相談支援					実人／月
障 害 児	児童発達支援				実人／月
					延人日／月

	医療型児童発達支援				実人／月
					延人日／月
	放課後等デイサービス				実人／月
					延人日／月
	保育所等訪問支援				実人／月
					延人日／月
	居宅訪問型児童発達支援				実人／月
					延人日／月

【見込量を確保するための方策】

- 身近な地域での支援が保障されるように他の分野（保健、医療、教育等）と連携を図りながら体制整備を進めていきます。
- 障がいの特性を踏まえて、質の高い支援を提供できるよう事業所等に対して、障がい理解のための研修等を行い質の向上を目指します。



第 4 部  
資料

**作成中**